

第7期中山町障がい福祉計画 及び第3期中山町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

(案)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児支援の体系	4
第2章 障がいのある人を取り巻く環境	6
1. 人口・世帯	6
2. 障がい者の状況	9
3. 基本指針の見直しについて	12
4. アンケート調査結果における現状の課題	14
5. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における課題の整理	17
第3章 計画の成果目標	19
1. 計画の基本理念	19
2. 第6期中山町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績	19
3. 令和8年度の成果目標の設定	22
第4章 障がい福祉サービスの活動指標	27
1. 訪問系サービスの見込量	27
2. 日中活動系サービスの見込量	28
3. 居住系サービスの見込量	30
4. 相談支援の見込量	31
第5章 障がい児支援の活動指標	33
1. 障がい児支援の見込量	33
第6章 地域生活支援事業の活動指標	35
1. 必須事業	35
2. 任意事業	39
第7章 その他の取組	40
1. 情報の提供	40
2. 交流の場の提供	40
2. 障がい者に対する虐待の防止	40
3. 障がいを理由とする差別の解消の推進	41
4. 災害等への対策の推進	41
第8章 計画の推進体制	42
1. 連携体制	42
2. 計画の進捗状況の把握と評価（PDCA）	43

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町の「第6期中山町障がい福祉計画・第2期中山町障がい児福祉計画」（以下、前計画という。）では、「ノーマライゼーション」（障がいがある人も地域で快適な生活を送れる社会）と「リハビリテーション」（地域の中で自立して生活ができるよう、総合的なサービスを提供できる社会）の趣旨を踏まえ、障がい者の自己決定権を尊重し、自立と社会参加の促進を図ってきました。

前計画は、令和5年度までを期間とするものであり、計画の終了を迎えることから、この度、令和6年度からの新たな計画「第7期中山町障がい福祉計画及び第3期中山町障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

本計画の策定において、国の障害者基本法及び障害者総合支援法を基本とするとともに、障がい福祉サービス等の利用状況やアンケートに基づくニーズを踏まえ、令和8年度までにおけるサービスの必要量及び目標値を設定し、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供体制の確保、また円滑な実施を図り、障がい者や障がい児への支援を計画的に推進します。

2. 計画の法的根拠

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項、児童福祉法第33条の20に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示すもので、法律により策定が義務付けられています。

○障害者総合支援法第88条第1項

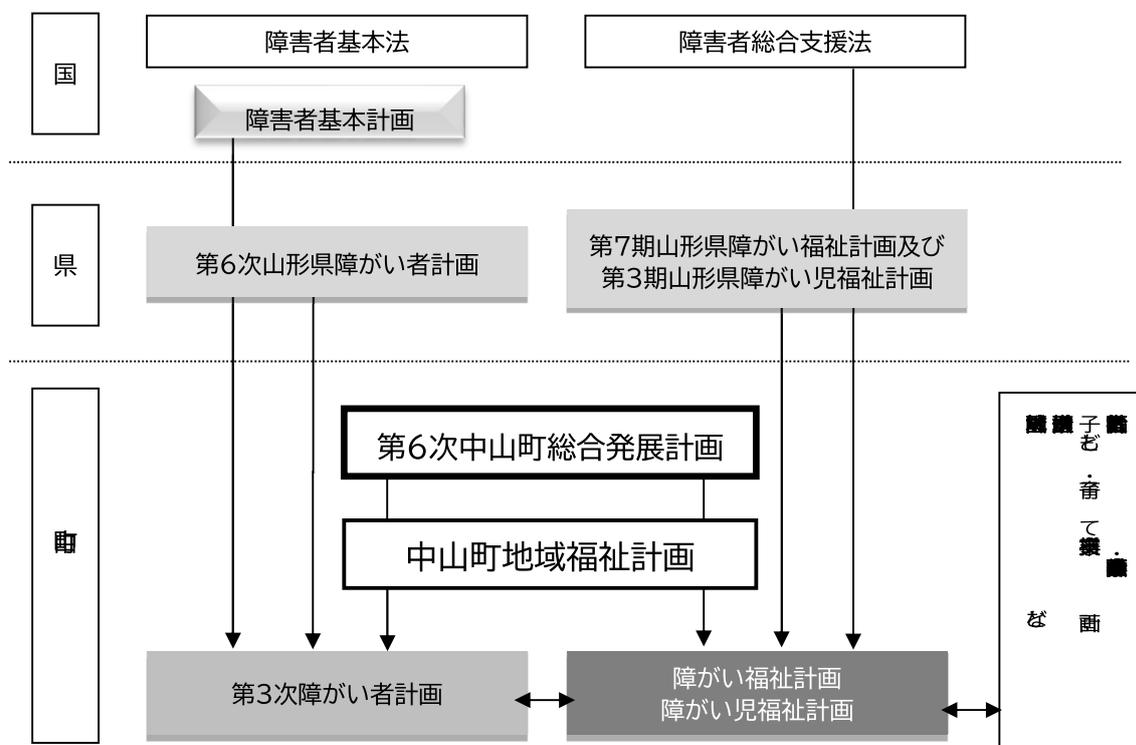
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の位置づけ

本町における令和6年度からの新たな計画の策定にあたっては、町の「第6次中山町総合発展計画」、「中山町地域福祉計画」等の上位・関連計画との整合性を図りながら、「第3次中山町障がい者計画」の基本理念を踏まえて策定しています。



4. 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3年間の計画です。
なお、本計画については、国の動向等に合わせながら必要な見直しを行っていくもの
とします。

①中山町障がい者計画

障害者基本法に基づく中・長期の計画

・・・第3次計画 令和5年度～令和11年度（7年間）

②中山町障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく3年の計画

・・・第7期計画 令和6年度～令和8年度（3年間）

③中山町障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく3年の計画

・・・第3期計画 令和6年度～令和8年度（3年間）

【計画の期間】

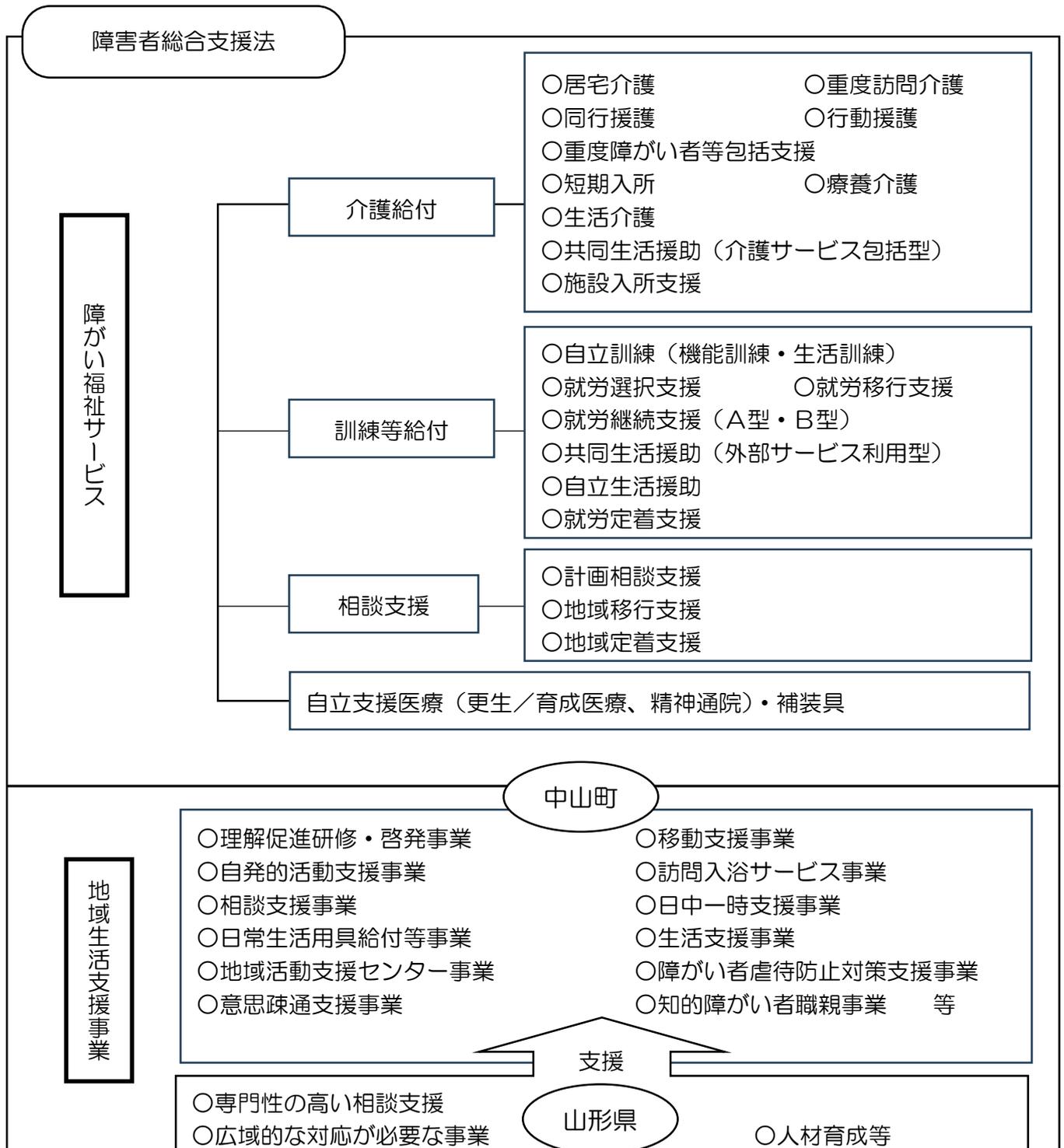
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
障がい者計画 (7年間)	第3次								
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 (3年間)	第6期	第7期							
	第2期	第3期							
総合計画 (10年間)	第6次中山町総合発展計画 (R3年度～R12年度)								
地域福祉計画 (5年間)	中山町地域福祉計画 (R3年度～R7年度)								



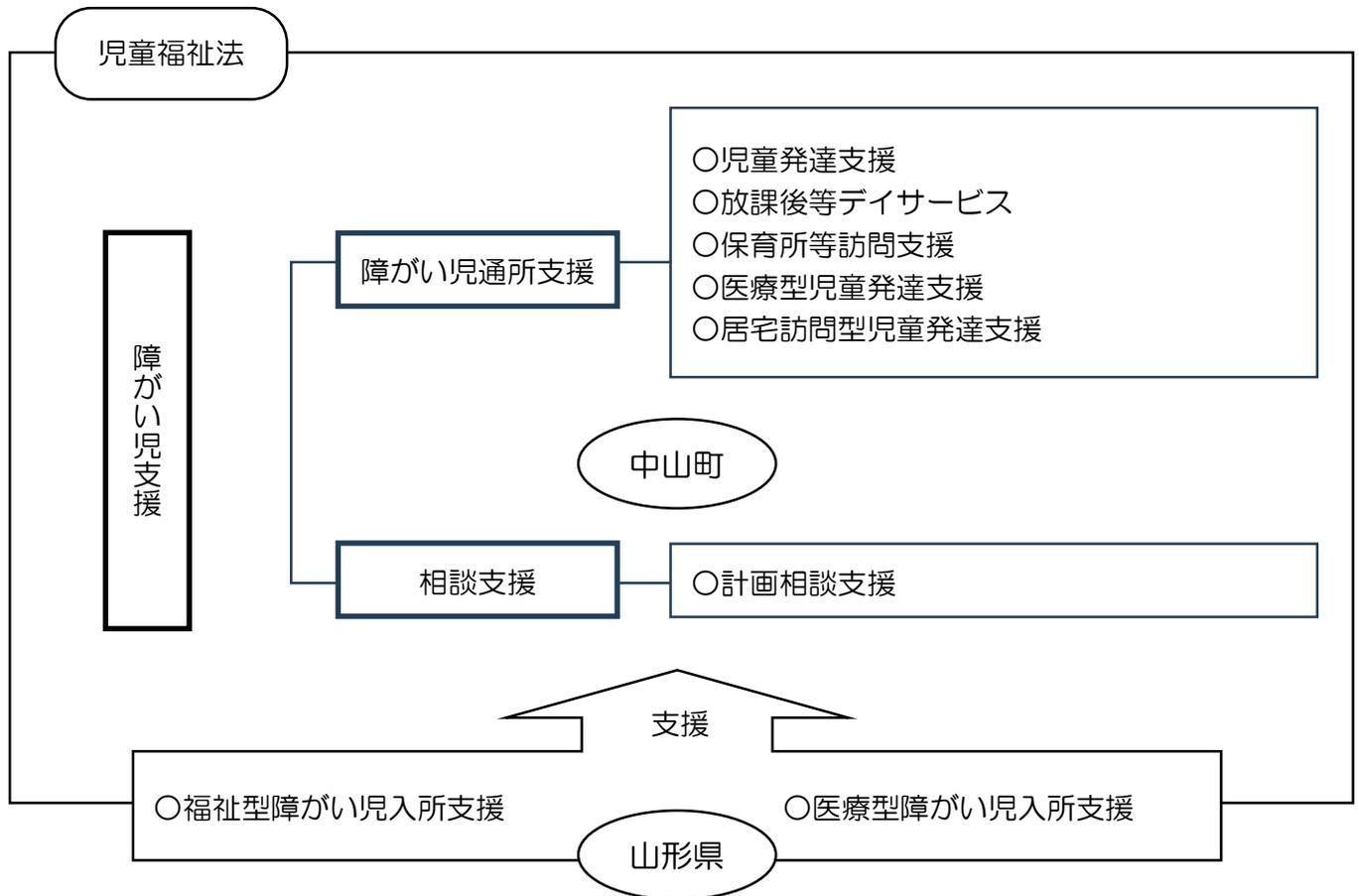
5. 障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児支援の体系

「障がい福祉サービス」及び「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法に規定されたサービスです。

「障がい福祉サービス」については、障がいのある人々の障がい支援区分、社会活動や介護者、居住の状況等の勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われるものとして、また、「地域生活支援事業」は市町村事業として地域の実情に応じて実施するものとして、次のようなサービス体系となっています。



「障がい児支援」については、児童福祉法に規定されたサービスです。障がいのある児童が社会活動や養護者、居住の状況等の勘案すべき事項を踏まえ、支給決定が行われるものとして、次のようなサービス体系となっています。



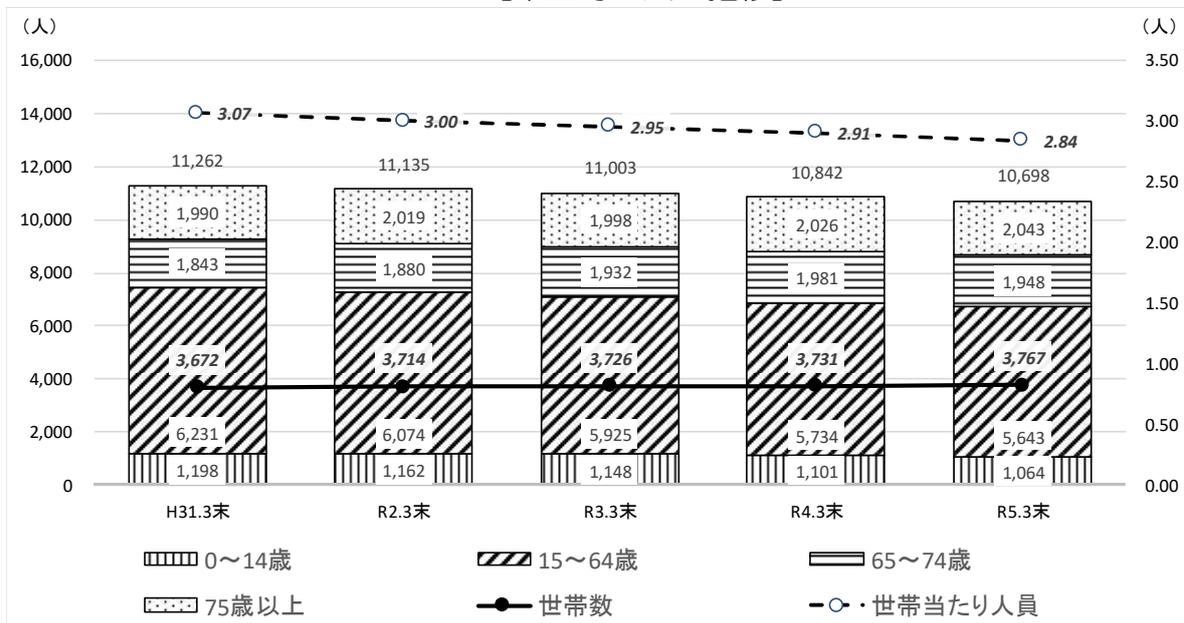
第2章 障がいのある人を取り巻く環境

1. 人口・世帯

(1) 中山町の人口

本町の人口は、各年3月末で推移をみると、平成31年から令和5年にかけて減少傾向にあります。世帯数は僅かに増加を続けておりますが人口が減少傾向にあることから、世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和3年には世帯当たり3人を割り込み、令和5年には2.84人になっています。

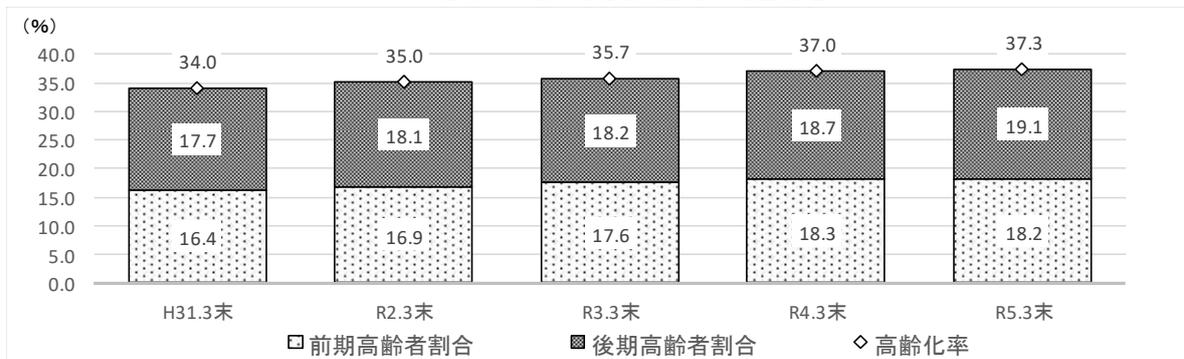
【中山町の人口推移】



資料：住民基本台帳

高齢化率（高齢者人口／総人口）の推移をみると、年々高くなっており、令和5年には37.3%とこれまでで最も高い値となっています。

【中山町の高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳

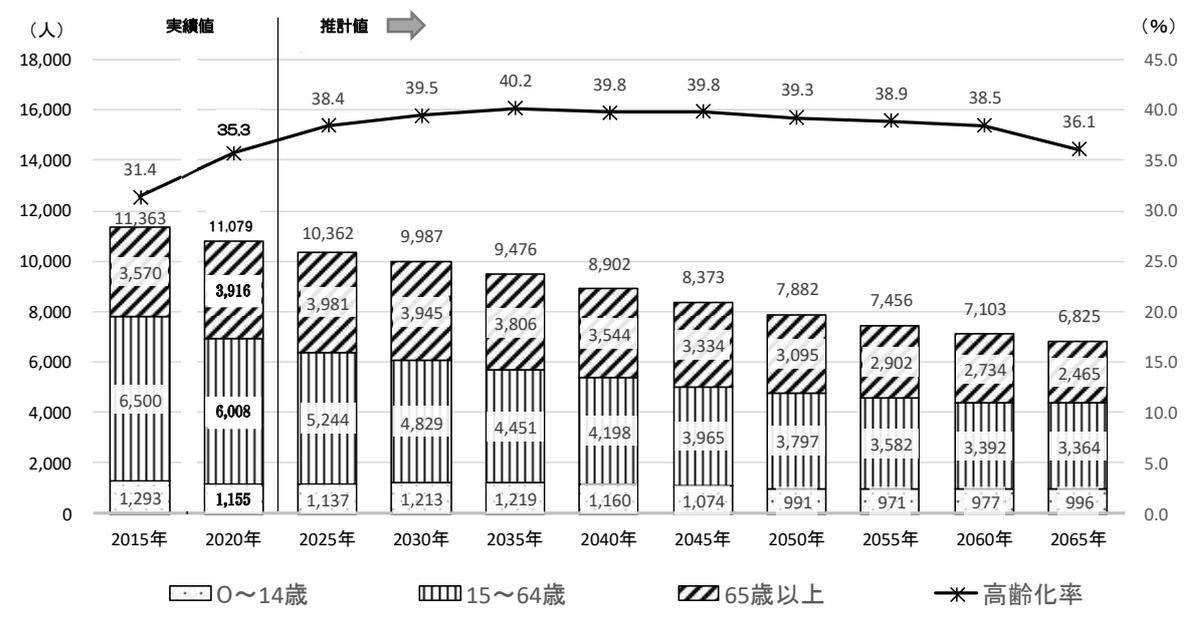
(2) 中山町の将来人口

本町人口の将来展望をみると、人口の減少傾向は今後も続くことが見込まれており、令和 12（2030）年には1万人を割り込むと推計されています。

高齢者人口は令和 7（2025）年にはピークを迎え、その後は減少していくと推計されていますが、高齢化率は令和 17（2035）年までは増加し、その後は約4割で推移すると見込まれています。

0～14歳の年少人口は減少傾向は続くものの、令和 12（2030）年以降はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【中山町の将来人口推移】



資料：中山町人口ビジョン

(3) 手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、平成30年度以降、700人前後で推移しています。令和4年度の総人口に占める割合は6.4%になっています。どの手帳も増加傾向や減少傾向など特徴的な傾向を示すことなく、各年度増減はありますが、身体障害者手帳では500人台半ば、療育手帳は70～80人台、精神障害者保健福祉手帳は70人前後で推移しています。

【障害者手帳所持者数の推移】 (各年度3月末:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町の総人口	11,262	11,135	11,003	10,842	10,698
世帯数	3,672	3,714	3,726	3,731	3,767
身体障害者手帳	539	552	550	534	527
療育手帳	77	77	75	78	81
精神障害者保健福祉手帳	67	74	77	71	74
手帳所持者合計	683	703	702	683	682



2. 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

令和4年度末の本町における身体障害者手帳所持者数は、全体で527人です。

障がい種別で見ると、肢体機能障がい最も多く294人、次いで内部機能障がい150人、聴覚障がい・平衡機能障がい60人の順となっています。

障がい等級別では、4級が140人台で推移しており最も多くなっています。次いで1級が130人台の推移となっています。

■身体障害者手帳所持者数：障がい種別

(年度3月末：人)

	年齢層	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
視覚障がい	18歳未満	1	1	1	0	0
	18歳以上	24	22	22	22	22
	計	25	23	23	22	22
聴覚障がい・平衡機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	60	61	61	61	60
	計	60	61	61	61	60
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	2	2	2	1	1
	計	2	2	2	1	1
肢体機能障がい	18歳未満	3	3	3	3	2
	18歳以上	310	322	318	300	292
	計	313	325	321	303	294
内部機能障がい	18歳未満	1	2	2	2	2
	18歳以上	138	139	141	145	148
	計	139	141	143	147	150
計	18歳未満	5	6	6	5	4
	18歳以上	534	546	544	529	523
	計	539	552	550	534	527

■身体障害者手帳所持者数：等級別

(各年度3月末：人)

	年齢層	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1級	18 歳未満	1	2	2	2	2
	18 歳以上	134	137	135	131	131
	計	135	139	137	133	133
2級	18 歳未満	2	2	2	2	1
	18 歳以上	60	59	60	59	54
	計	62	61	62	61	55
3級	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	77	74	75	73	70
	計	77	74	75	73	70
4級	18 歳未満	1	1	1	1	1
	18 歳以上	143	146	147	142	143
	計	144	147	148	143	144
5級	18 歳未満	1	1	1	0	0
	18 歳以上	67	78	76	75	77
	計	68	79	77	75	77
6級	18 歳未満	0	0	0	0	0
	18 歳以上	53	52	51	49	48
	計	53	52	51	49	48
計	18 歳未満	5	6	6	5	4
	18 歳以上	534	546	544	529	523
	計	539	552	550	534	527

(2) 療育手帳所持者数 (知的障がい)

本町の療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度の療育手帳所持者数は81人となっており、平成30年度からの5年間ほぼ横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者：等級別

(各年度3月末：人)

	年齢層	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
A(重度)	18 歳未満	2	2	2	2	1
	18 歳以上	24	23	24	26	27
	計	26	25	26	28	28
B(中程度)	18 歳未満	9	10	8	6	4
	18 歳以上	42	42	41	44	49
	計	51	52	49	50	53
計	18 歳未満	11	12	10	8	5
	18 歳以上	66	65	65	70	76
	計	77	77	75	78	81

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度以降は 70 人台で推移しており、令和4年度では 74 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別保持者数は、2 級が最も多く、令和4年度は全体の 55%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳：等級別

(各年度3月末：人)

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1 級	17	17	17	13	12
2 級	32	37	38	39	41
3 級	18	20	22	19	21
計	67	74	77	71	74

(4) 特別支援学級在籍者数

本町内の小学校、中学校における特別支援学級在学者数は以下のとおりとなっています。

■特別支援学級の障がい別在籍者数

(令和5年5月1日現在：人)

区分	知的障がい	情緒障がい	計
小学校	4	13	17
中学校	3	1	4

3. 基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第6期及び第2期計画の計画期間が令和5年度末までであることから、令和6年度を初年度とする第7期及び第3期計画の作成にあたって、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「国の基本指針」といいます。）が令和5年5月に告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針が一部改正されました。

基本指針の見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえたさらなる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底

- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



4. アンケート調査結果における現状の課題

「第7期中山町障がい福祉計画及び第3期中山町障がい児福祉計画」の策定に向けて実施した障がい者及び障がい児通所支援利用者へのアンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査の分析結果から現状の問題点を抽出しました。

分析1	中心となって支援してくれる家族の66.7%が「女性」
	中心となって支援してくれる家族の性別をみると「女性」が66.7%となっており、前回の83.0%から減少していますが、依然、支援者の中心は7割近くが「女性」となっています。 また、年齢については「65～75歳」が28.1%と最も多くなっています。 【資料編：障がい者等調査結果⑤・⑥】

分析2	障がいのある子どもとの生活で困っていることは「相談できる人がいない」
	障がいのある子どもと生活するうえで困っていることについては、「障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」が30.8%で最も多くなっています。 次いで、「家族の仕事の時に、子どもを預けられるところが少ない、またはない」が26.9%、「家族の仕事の時に、子どもを預けられる時間が短い」が23.1%となっています。 【資料編：障がい児通所支援利用者調査結果⑰】

分析3	情報の入手先はインターネットが増加
	障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」が35.7%で最も多くなっていますが、次いで「インターネット」が32.2%で多くなっています。 前回調査を比較すると、「インターネット」が前回は10.5%でしたが、今回は32.3%と大幅に増加し、行政の広報誌やテレビ・ラジオなどのメディアの中で最も多くなっています。 【資料編：障がい者等調査結果⑬】 障がい児通所支援利用者に対するアンケートでは、「インターネット」が42.3%で最も多くなっています。 【資料編：障がい児通所支援利用者調査結果⑨】

分析4	<p>障がいがあることで差別や嫌な経験をした方が増加</p> <p>障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、「ある」が27.0%、「少しある」が31.3%と、両者合わせた『ある』との回答は58.3%と6割近くになっています。</p> <p>前回調査と比較すると、「ある」「少しある」ともに増加しており、両者を合わせた『ある』との回答は前回に比べ21.1%増加しています。</p> <p>差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が47.8%で最も多く、次いで「店での扱いや店員の態度」が32.8%、「近所づきあいの時」が29.9%となっています。</p> <p>【資料編：障がい者等調査結果⑭・⑮】</p>
	<p>障がい児通所支援利用者に対するアンケートでは、『ある』との回答は42.3%と4割以上になっています。差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が54.5%で最も多く、次いで「店での扱いや店員の態度」と「行政職員の対応・態度」がともに18.2%となっています。</p> <p>【資料編：障がい児通所支援利用者調査結果⑪・⑫】</p>

分析5	<p>災害時に困ることは「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最多</p> <p>障がい者に対するアンケートでは、災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が52.2%で最も多く、次いで、「投薬や治療が受けられない」（50.4%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（40.9%）と続いています。</p> <p>また、一人で避難できない方で、「近所で助けてくれる人がいない」との回答が47.7%になっています。</p> <p>【資料編：障がい者等調査結果⑰・⑱】</p>
	<p>障がい児通所支援利用者に対するアンケートでは、災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.3%で最も多く、次いで、「周囲とコミュニケーションがとれない」が38.5%となっています。</p> <p>また、近所で助けてくれる人については、「わからない」が46.2%で最も多く、次いで「いない」が34.6%となっています。</p> <p>【資料編：障がい児通所支援利用者調査結果⑮・⑯】</p>

分析6	関係機関との連携の難しさ
	障がい児については、事業所と学校や園との連携が難しく、今後、連絡を密にしたいとの要望があります。
	行政や各団体・組織等との連携については、現状は難しい状況だとの認識が多くなっています。連携の課題については、まずは情報共有が挙げられており、問題点や課題の共通認識を得ることが課題となっています。
	問題点や課題を共に認識した上で、関係者が課題解決に向けた取組を行うシステムの構築が求められています。 【資料編：関係団体調査結果】



5. 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における課題の整理

課題1 障がい福祉サービス・障がい児支援の活用促進

高齢者による障がい者の支援や、女性への偏りなど、日常生活を支える方々の負担を軽減するためにも、障がい福祉サービスや障がい児支援の活用を促進させていくことが重要だと考えられます。

今後、希望する暮らしを送るための支援として、経済的な負担の軽減を望む方が約6割を占め、前回調査の約4割から大幅に増加しているため、地域生活支援事業等を含めた各種福祉サービスの積極的な活用を図っていくことが求められます。

課題2 交流の場の提供

障がい児の保護者からは、同じ悩みを抱える方との交流が望まれており、情報交換や悩みを話し合える場の設定が求められています。障がい者団体やサービス提供事業者等と連携して、相談とまではいかない日頃の悩みや役立つ情報の交換等が気軽にできる交流の場の設置が望まれています。

課題3 インターネットを活用した情報提供

今回のアンケート調査では、情報入手の手段としてインターネットが多く挙げられていました。従来の広報誌での情報提供も行いつつ、町ホームページやSNSを活用した情報提供についても積極的に展開していく必要があります。

課題4 差別の解消

平成25年に制定された「障害者差別解消法」を踏まえ、町でも差別解消に向けた取組を実施していますが、今回のアンケート調査では差別の経験が増えている結果となっていました。障がい者の社会参加が増えていくにつれて、差別の機会等も増えていくことが予想されるため、障がい者の社会参加を促していくためにも、行政職員や町民、企業等が障がいへの理解を深め、理解不足による偏見や差別を無くしていくことが重要です。

課題5 災害時対策の検討・周知

今回のアンケート調査では、前回と同じ項目で災害時に困ることを選択していただきましたが、情報入手以外の項目が前回より増えていました。自然災害などが頻発し、これまでに経験したことのない災害も発生しているため、災害に対する不安が増大しているものと考えられます。

不安を少しでも解消していくためには、日頃からの地域とのつながり、災害が発生した時の情報の伝達、避難誘導及び避難先での生活について検討し、防災対策について周知していくことが必要です。

課題6 行政・各団体・地域との連携

関係団体等のヒアリングでは、現状は必ずしも連携しているとは言えない状況にあり、連携が課題として認識されているとともに、連携の難しさについても言及されています。

複雑化・多様化している諸問題に対応していくためには、行政や障がい者団体、サービス提供事業者等が連携し、問題点等の共通認識を得ることが課題であり、また、行政や各種団体だけでなく、地域の方々との連携も重要であることから、日頃からの地域とのつながりや障がいに対する理解と協力が必要となっています。



第3章 計画の成果目標

1. 計画の基本理念

第3次中山町障がい者計画の基本理念である「障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合いながら自立して生活できるまちづくり」を踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供体制の確保、円滑な実施のため、基本理念を以下のように設定します。

- (1) 誰もが身近な地域で必要な障がい福祉サービスが受けられるよう提供体制の整備を図る。
- (2) 誰もが安心して生活できるよう、障がいについての理解・啓発に努める。
- (3) 療育が必要な児童に対し、切れ目のない一貫した支援の提供体制の整備を図る。

2. 第6期中山町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標と実績

第6期中山町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画で定めた成果目標の達成状況については以下のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■目標設定と現状

項目	目標 数値	実績 (見込値)	考え方
令和元年度末時点の 入所者数 (A)		12人	令和元年度末時点入所者数
令和5年度末の 地域生活移行者 (B)	1人	0人	入所施設からグループホーム等への 移行見込者数
	8.3%	— %	移行割合 (B/A)
施設入所者 削減目標数 (C)	1人	4人	施設入所者の削減見込数
	8.3%	33.3%	削減割合 (C/A)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■国が示す基本的な考え方

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

■中山町の状況

村山管内近隣市町と整備に向け検討を行っていますが、令和5年度中に設置は見込めない状況です。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

○障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■目標設定と現状

項目	目標数値	実績(見込値)	備考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A)	/	1人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数(B)		0人	
就労継続支援A型事業の利用者数(C)		0人	
就労継続支援B型事業の利用者数(D)		1人	
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数(E)	4人	2人	増加割合(E/A)
	4.0倍	2.0倍	
就労移行支援事業の利用者数(F)	1人	2人	増加割合(F/B)
	皆増	皆増	
就労継続支援A型事業利用者数(G)	1人	0人	増加割合(G/C)
	皆増	一倍	
就労継続支援B型事業利用者数(H)	2人	0人	増加割合(H/D)
	2.0倍	一倍	

項目	目標 数値	実績 (見込値)	備考
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	7割	10割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割を就労定着支援利用者とする。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国が示す基本的な考え方

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実。
- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■目標設定と現状

国の基本指針で示された障がい児支援に関する成果目標を設定していました。

- ・児童発達支援センター※については、令和5年度中に設置は見込めない状況です。
- ・保育所等訪問支援については、県や山形市にて事業所を指定しており、中山町民の利用も可能ですが、現時点で実績（見込）はありません。
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、町内での設置はありませんが、県や山形市にて事業所を指定しており、中山町民の利用も可能なためニーズに応じ連携を図っています。
- ・医療的ケア児※支援の協議の場については、村山管内の圏域の協議の場を本町にとっての協議の場として位置づけています。また、医療的ケア児等コーディネーター※の配置については、ニーズがないため令和5年度中に検討する予定はありません。

※児童発達支援センターとは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

※医療的ケア児とは、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

※医療的ケア児等コーディネーターとは、重症心身障がい児者などの日常生活を営むために医療等を要する障がい児に対して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ支援を行います。

3. 令和8年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者が必要な生活習慣や生活能力を身につけ、地域生活に定着していくためには、様々な支援が必要です。そのため、自立的な生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、相談支援体制の充実や一般就労に向けた支援、就労継続支援などの日中活動の場の確保、さらには住まいの場の確保が必要です。

令和4年度末から令和8年度末までの間に1人のグループホーム等への移行者を見込み、地域生活への移行者の目標値を1人とし、令和8年度末の施設入所者数を8人とします。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上縮小することを基本とする。

■施設入所者数

項目	人数	備考
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	9人	
令和8年度末の施設入所者数見込 (B)	8人	
縮小見込 (目標値 : A-B)	1人 (11.1%)	5%以上縮小 (国指標)
地域生活移行数 (目標値)	1人 (11.1%)	施設入所からグループホーム等への移行者数 (※入所者の6%以上 (国指標))

(2) 地域生活支援拠点等の整備、機能の充実

地域生活支援拠点施設は、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域生活への移行等に係る相談及び夜間、休日における相談支援体制の整備、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保そしてサービス拠点等の地域の体制づくりといった機能を有した施設です。

村山管内近隣市町・関係機関と連携して整備できるよう努め、整備後は機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う場を設けます。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することを基本とする。

（３）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすため「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。

（４）強度行動障がい等を有する者への支援体制の充実について

強度行動障がい※や高次脳機能障がい※を有する障がい者及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。

※**強度行動障がい**とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

※**高次脳機能障がい**とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい、失語などの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

（５）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度において一般就労に移行する者の数値目標を次のとおり設定します。

就労移行支援等の障がい福祉サービスの情報発信を行い、利用開始にあたっては、新しいサービスである就労選択支援※の利用も検討します。

また、一般企業に障がいについての理解・協力を求めながら、就労定着支援の利用を検討することで一般就労への不安解消に努めます。

※**就労選択支援**とは、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、障がい者本人の希望や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。本人との話し合いにより、支援や配慮について情報共有し、必要であれば職業指導を行った上で企業への就労を目指すものです。

【国の基本指針】

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

■就労移行支援事業から一般就労移行者

項目	人数	備考
令和3年度実績	1人	
令和8年度目標値	2人	令和3年度実績の1.31倍以上

■就労継続支援 A 型事業から一般就労移行者

項目	人数	備考
令和3年度実績	0人	
令和8年度末目標値	1人	令和3年度実績の1.29倍以上

■就労継続支援 B 型事業から一般就労移行者

項目	人数	備考
令和3年度実績	0人	
令和8年度目標値	1人	令和3年度実績の1.28倍以上

■一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者

項目	人数	備考
令和3年度実績	1人	
令和8年度目標値	2人	令和3年度実績の1.41倍以上

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和6年度中に障がい児通所支援事業所が町内に開所予定であるため、障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制づくりを推進します。また、令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる支援体制の整備を目指します。

児童発達支援センターについては、重層的な地域支援体制の構築を目指し、村山管内近隣市町との連携を視野に圏域での設置に努めます。

医療的ケア児に対する支援については、村山管内の圏域の協議の場を本町にとっての協議の場として位置づけ、医療的ケア児等コーディネーターの配置を必要に応じ検討します。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。



(7) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化及び拡充のため、令和6年度に知的障がい及び精神保健に係る個別相談会を実施します。また、令和8年度末までに村山管内の市町村と連携して基幹相談支援センターの設置を目指し、検討を行います。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に各年度1名以上の職員が参加し制度理解を深めます。また、各事業所との情報共有に努め、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

第4章 障がい福祉サービスの活動指標

令和8年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な見込量を定めます。

1. 訪問系サービスの見込量

【サービス内容】

事業項目	事業内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、自宅等で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断力が制限されている方が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が、外出する際に必要な情報の提供（代筆・代読含む）や移動の援護等の必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量の考え方】

○現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		見込	推計			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・重度障害者等包括支援 	実利用者数	人	7	7	7	10	10	10
	利用量	時間/月	92	89	89	127.1	127.1	127.1

【確保の方策】

障がいのため日常生活を営むのに支障のある障がい者が地域生活を維持できるよう、必要なサービス量を確保します。

障がい特性に配慮したサービスの質的向上を図るため、利用者のニーズを的確に把握し、事業者等との連携強化に努めます。

2. 日中活動系サービスの見込量

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のための理学療法、作業療法等のリハビリテーション等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（宿泊型自立訓練を含みます。）
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。

【見込量の考え方】

- 現に利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる人数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定しています。
- 自立訓練（機能訓練）については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、このサービスの利用を妨げるものではありません。

【計画期間の見込量】

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	人	25	24	24	27	27	27
	利用量	日/月	430	417	409	469	469	469
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	5	19	19	20	20	20
就労選択支援	実利用者数	人	/			1	1	1
就労移行支援	実利用者数	人	1	2	2	2	2	2
	利用量	日/月	8	26	30	30	30	30
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人	8	8	8	10	10	10
	利用量	日/月	159	162	163	202	202	202
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人	37	38	39	40	40	40
	利用量	日/月	606	621	638	654	654	654
就労定着支援	実利用者数	人	1	1	1	4	4	4

【確保の方策】

日中活動系サービスについては、町内外に各種の障がい福祉サービス事業所が開所しており、利用者の希望に沿ったサービスが提供できるよう、引き続き相談支援事業所と連携・調整を行います。

また、就労系サービスの利用希望者が新しいサービスである「就労選択支援」を希望通りに利用できるよう、サービス事業所との連携を行います。

3. 居住系サービスの見込量

【サービス内容】

事業項目	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込量の考え方】

- 現に利用している人数、入所待機者及び同居の家族の支援を受けることが難しい方等の平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定しています。
- 自立生活援助については、利用実績がなく、本計画期間中は見込んでいませんが、このサービスの利用を妨げるものではありません。

【計画期間の見込量】

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人	15	18	20	21	21	21
	利用量	日/月	421	493	540	575	575	575
施設入所支援	実利用者数	人	9	9	9	9	9	8
	利用量	日/月	271	255	255	255	255	225
自立生活援助	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実利用者数	人	2	2	2	2	2	2
	利用量	日/月	61	60	60	60	60	60
短期入所	実利用者数	人	3	4	4	5	5	5
	利用量	日/月	31	43	46	55	55	55

【確保の方策】

居住系サービスについては、地域生活に向けた訓練の場、生活の場としてニーズの増加も考えられることから、入所等について迅速な対応ができるよう、常にサービス事業所及び相談支援事業所と緊密な連携強化を図ります。

4. 相談支援の見込量

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅にて単身等の状況において生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与します。

【見込量の考え方】

○現に利用している人数、障がい者等のニーズ、地域移行の推進を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人	20	21	21	22	22	22
地域移行支援	実利用者数	人	0	1	0	0	0	1
地域定着支援	実利用者数	人	2	2	2	2	2	3

【確保の方策】

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する方全員が原則利用することとなっておりますが、町内に相談支援事業所がない状況となっております。そのため、近隣市町の相談支援事業所と連携し、適切な計画作成が行われるよう支援します。

また、地域移行支援・地域定着支援については、障がい者支援施設や精神科病院と緊密に連携し、地域生活移行可能者の把握に努めるとともに、地域移行及び地域定着に関わる関係機関とのネットワークを強化し、課題解決に努めます。



第5章 障がい児支援の活動指標

令和8年度までの各年度における障がい児支援の種類ごとの必要な見込量を定めます。

1. 障がい児支援の見込量

【支援内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児で、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、その居宅を訪問し必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、通所支援事業者等と連絡調整等を行い、「支援利用計画」を作成します。

【見込量の考え方】

- 地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定しています。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本計画期間中は見込んでいませんが、このサービスの利用を妨げるものではありません。

【計画期間の見込量】

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	人	12	12	13	16	18	20
	利用量	日/月	57	68	78	108	128	148
放課後等 デイサービス	実利用者数	人	11	16	19	27	30	33
	利用量	日/月	109	165	190	255	280	305
保育所等 訪問支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	1
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	3
医療型 児童発達支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児 相談支援	実利用者数	人	7	7	8	10	10	10

【確保の方策】

障がい児支援について、利用ニーズが増加傾向にあるため必要な児童に適切なサービスが提供されるよう関係機関と緊密に連携し、サービスの確保を図ります。

また、保育所等訪問支援については、保育園等及びサービス事業所との連携を行い、支援体制の整備に努めます。

第6章 地域生活支援事業の活動指標

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

事業項目	事業内容
障がい者等相談支援事業	障がい者、その養護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスのコーディネート、生活相談等を行います。
地域自立支援協議会	障がいのある人の、地域における自立した生活を支援するため、情報を共有し地域の課題についての検討を行う、地域の関係者（保健、医療、教育、福祉、介護等）によるネットワークです。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるものです。
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者相談員を設置するとともに、虐待防止ネットワーク協議会と連携し虐待の防止、早期発見、虐待を受けた者への支援、養護者への支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者等相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	回	1	1	3	3	1	3
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	有
障がい者虐待防止対策支援事業	回	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

町の窓口以外にも指定相談支援事業者への委託による障がい者等相談支援事業を実施し、専門的かつ多様なニーズに機動的に対応できるよう努めます。

基幹相談支援センターについて近隣市町を含めた圏域での設置に向け、検討を行います。

障がい者虐待防止対策支援事業については、必要に応じて支援を行うため、本計画期間内においては見込まないものとします。

(2) 成年後見制度利用支援事業

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な知的障がい者や精神障がい者に対して、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

【確保の方策】

成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図っていきます。

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳等を行う者の派遣などを行います。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 利用者	人	2	2	5	7	7	7
意思疎通支援事業 派遣回数	回	7	3	13	15	15	15

【確保の方策】

令和5年度に要綱を改正し、対象者を個人だけでなく団体も対象としたことで利用者等の増加が予測されます。そのため対象者に対し周知を図るとともに、手話通訳者等の派遣体制の充実を図り、適正な事業運営を進めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	2	0	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	1	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	0	1	1	1	1
居宅生活動作補助用具	件	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具等	件	275	234	260	260	260	260

【確保の方策】

障がいのある方が日常生活を円滑に行えるよう、周知及び適切な給付等について実施していきます。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、付き添い介助など外出のための個別支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（個別型）							
実施箇所	箇所	2	2	2	2	2	2
利用者数	人	3	4	4	4	4	4
移動支援事業（通学支援）							
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	3	2	2	4	4	4

【確保の方策】

対象者に対し周知を図るとともに、利用ニーズに対し柔軟な支援体制の整備に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業及び同センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

また、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行う機能強化事業についても継続します。

【計画期間の見込量】

	単位	実績		(見込)	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 利用見込み	人	2	3	3	3	3	3
実施箇所	箇所	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センター 機能強化事業（I型※） 利用見込み	人	1	2	2	2	2	2
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

対象者に対し周知を図るとともに、委託事業者との連携を強化し、地域活動支援センターの機能の充実を図ります。

※ 地域活動支援センター I 型とは、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。



2. 任意事業

町の任意事業について、令和8年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な見込量を定めます。

【サービス内容】

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行います。
知的障がい者職親事業	職親（事業経営者等）へ障がい者を預けて社会適応や技能習得のための訓練等に対する支援を行います。
日中短期入所事業	障がい者の日中活動の場を提供するとともに、家族の負担軽減を図るための支援を行います。
生活支援事業	障がい者の日常生活上必要な訓練や指導等の活動支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

【計画期間の見込量】

		単位	実績		(見込)	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	0	0	0	1	1	1
	派遣回数	回	0	0	0	120	120	120
知的障がい者職親事業	実利用者数	人	1	1	1	1	1	1
日中短期入所事業	実利用者数	人	0	0	0	1	1	1
	活動の場	箇所	1	1	1	1	1	1
生活支援事業	実利用者数	人	2	2	2	2	2	2
	実施箇所	箇所	2	2	2	2	2	2

【確保の方策】

地域生活支援事業は、地域の実情や障がい者等の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業であることから、障がいのある方々の課題を協議しながら、サービス提供体制を充実していきます。

第7章 その他の取組

1. 情報の提供

必要とする障がい福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスを適切に利用できるよう、サービスの手続きやその内容についての情報提供を広報誌、ホームページ、町の作成する「障がい者（児）福祉の手引き」などのパンフレット等を通して周知を図ります。

また、今回のアンケート調査では、情報入手の手段としてインターネットが多く挙げられていました。そのため、町ホームページや SNS を効率的に活用し、だれもが必要な時に容易に情報が入手できるよう努めます。

2. 交流の場の提供

支援者の高齢化や療育を必要とする児童の増加により、日常生活で悩みを抱える支援者が増えています。障がい者団体やサービス事業所等と連携し、日頃の悩みや役立つ情報の交換等が気軽に行える機会を提供します。

3. 障がい者に対する虐待の防止

（1）虐待防止に向けた効果的な体制の構築

本町、医療機関、民生児童委員、警察、福祉団体等で組織する「高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク協議会」において、障がい者虐待に関する情報交換、早期発見、適切な対応策の検討及び再発の防止に取り組みます。また、障がい者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。

（2）権利擁護の取組

成年後見制度の利用が有用であると認められる障がい福祉サービスの利用者に対して情報提供を行い、制度の活用を奨励して障がい者の権利擁護に取り組みます。

4. 障がいを理由とする差別の解消の推進

本町では、令和3年12月10日に「中山町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」及び「中山町手話言語条例」を制定しました。令和5年度には町内小学校及び中学校の児童に対し、障がい差別解消に関する手引きの配布を行ったほか、町民に対し広報誌、SNSを活用した手話の紹介などを行いました。今後も引き続き障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動等を進めていきます。

また、本計画期間中に町職員を対象に障がいに対する理解を深める研修会を実施し、その後、民生児童委員、地域福祉推進委員、区長及び地域住民に向けた研修会の開催に努めます。

5. 災害等への対策の推進

障がい者・障がい児が安心して地域で生活するためには、災害等が発生した時に情報の伝達、避難誘導及び避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

そのため、支援を必要とする世帯（障がい者の世帯や高齢者のみ世帯など）の状況を、町は事前に把握し「避難行動要支援者名簿」に登録の上、「個別避難計画」の整備と「私の避難計画」の作成の促進を図り、避難先での生活について事前に考えていただき、防災意識の強化及び避難先での個々の状態に応じた配慮に努めます。



第8章 計画の推進体制

1. 連携体制

(1) 地域との連携

障がいをお持ちの方の自立生活のためには、地域住民の理解と協力が必要です。障がいの有無にかかわらず、共に支え合うまちづくりを推進するため、障がいに対する理解促進に努めます。

(2) 民生児童委員と地域福祉推進委員との連携

民生児童委員と地域福祉推進委員は、地域住民と行政とのパイプ役として大きな役割を果たしています。障がいをお持ちの方の暮らしの問題が多様化、複雑化することで、今後ますます協力を求める場面が多くなると予想されることから、個別ケース検討会での情報共有を中心にこれまで以上に連携を図るよう努めます。

(3) 関係機関と関係課等との連携

障がい福祉サービス事業所等関係機関及び保健・医療・福祉・教育を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、障がい児通所支援事業所については、保育園、幼稚園及び小学校等との情報共有の場を年1回以上設け、社会情勢や町民ニーズの変化に対応ができるよう、連携強化に努めます。

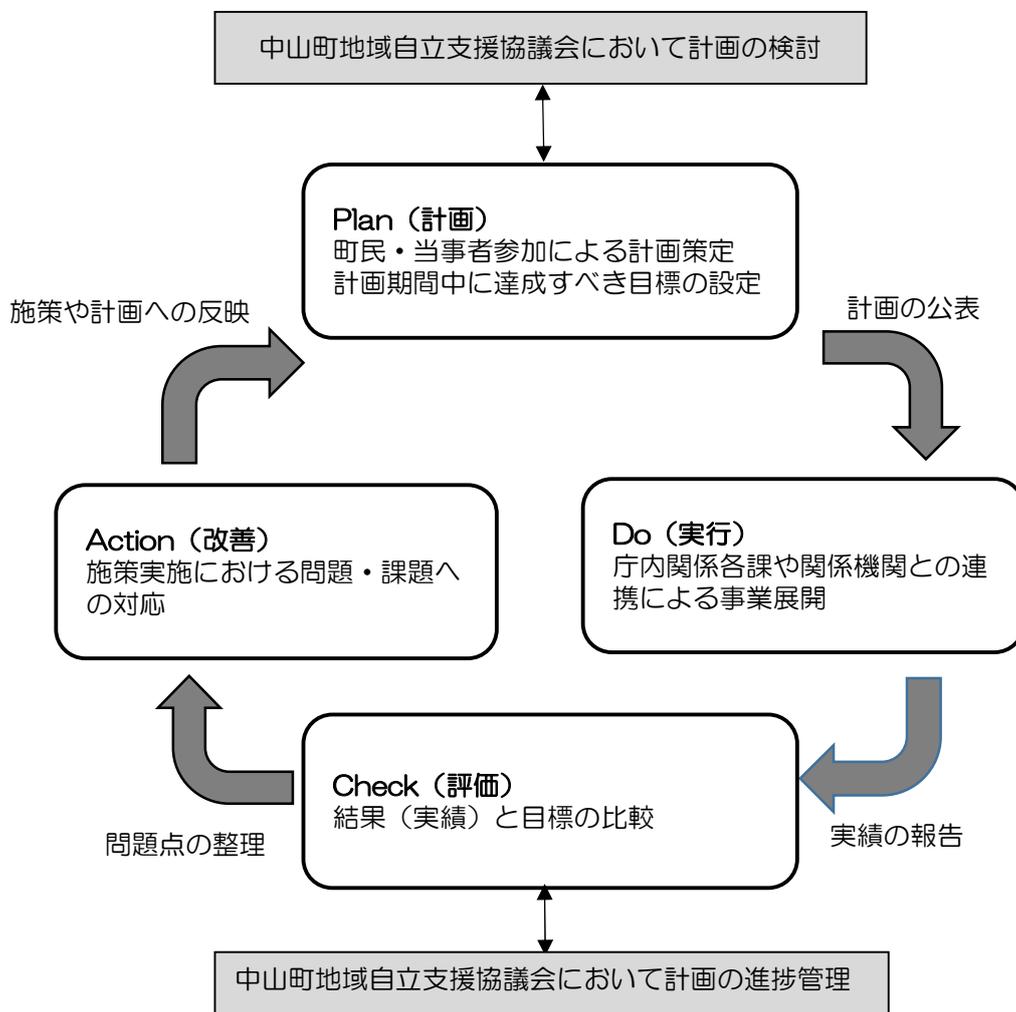
(4) 国、山形県、近隣自治体との連携

本計画の目標達成にあたり、町単独の対応だけでは難しい取組もあります。近隣自治体との連携をはじめとして、国、県の事業や制度の充実や支援が必要なことなど、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図ります。

2. 計画の進捗状況の把握と評価(PDCA)

計画の進捗状況については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、「中山町地域自立支援協議会」に報告します。また、頂いた提言を事業に反映させるため、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Act)のサイクルにより、計画の進行管理を行います。

【障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



資料編

1. アンケート調査結果

中山町では、障がいのある方が暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、「第7期中山町障がい福祉計画・第3期中山町障がい児福祉計画」の策定に向けた取組を進めています。そのため、計画策定や施策推進に役立てる目的で、障がい者等を対象にした調査と障がい児通所支援利用者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

(1) 調査実施概要

① 調査対象

- 障がい福祉サービス利用者及び障害者手帳所持者 170名
- 障がい児通所支援利用者 30名

② 調査期間

令和5年11月

③ 調査方法

郵送による配布・回収

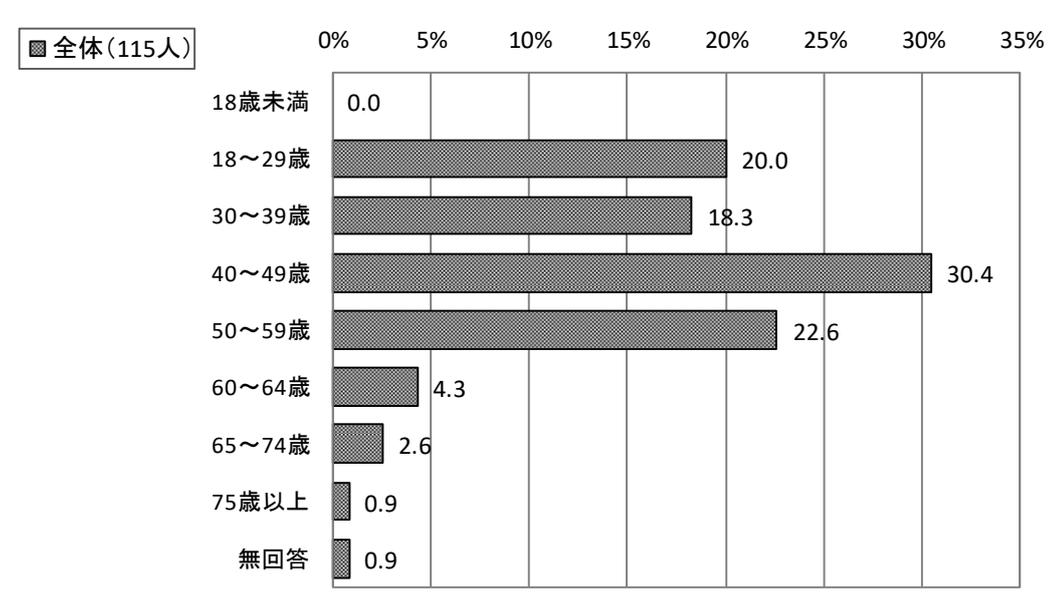
④ 回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
障がい福祉サービス利用者 及び障害者手帳所持者	170票	115票	67.6%
障がい児通所支援利用者	30票	26票	86.7%

(2) 障がい者等調査結果

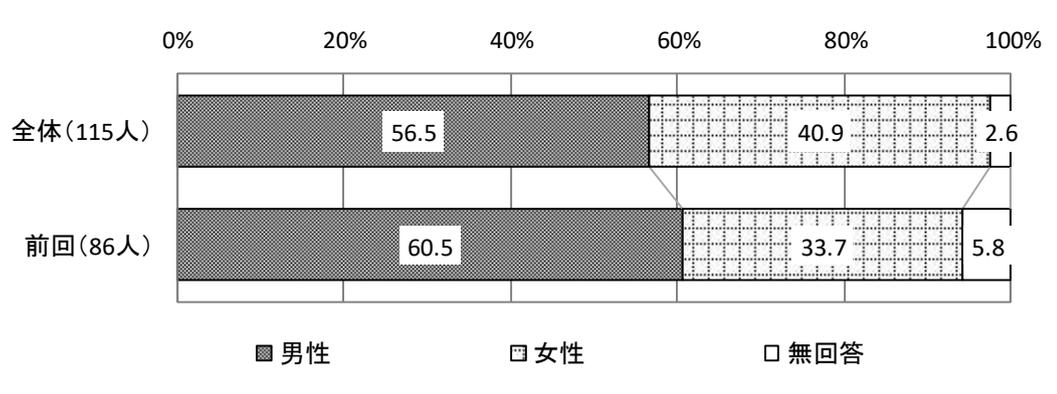
① 対象者の年齢

年齢については、「40～49歳」が30.4%で最も多くなっています。次いで「50～59歳」が22.6%、「18～29歳」が20.0%が続いています。



② 対象者の性別

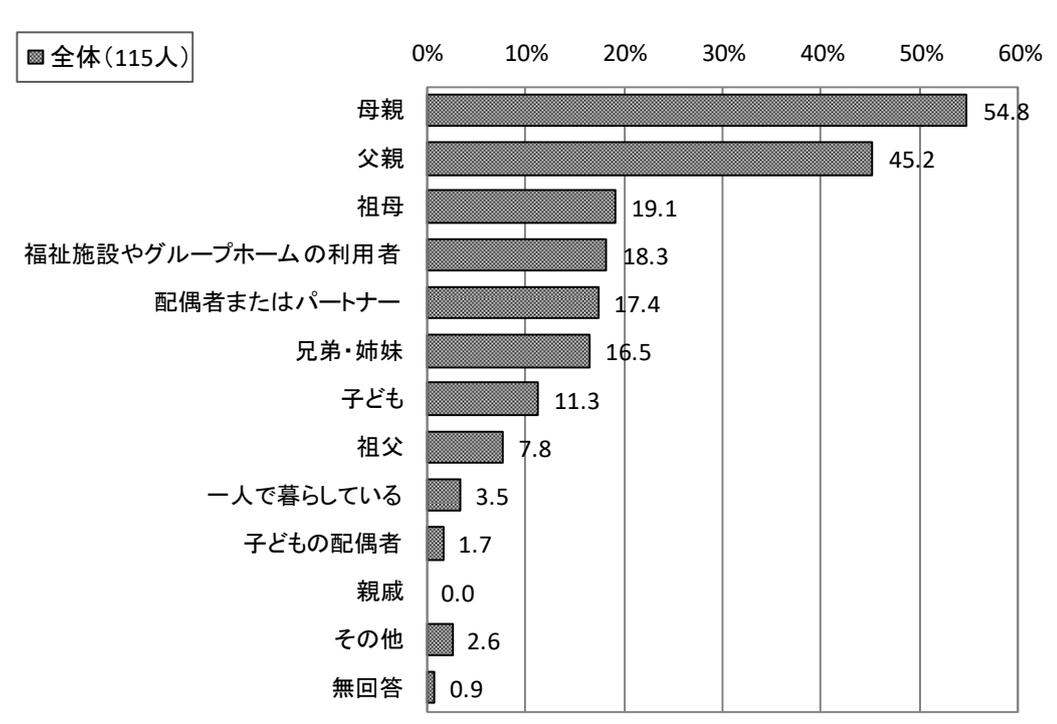
男性が56.5%とやや多く、女性は40.9%となっています。



③ 一緒に暮らしている人

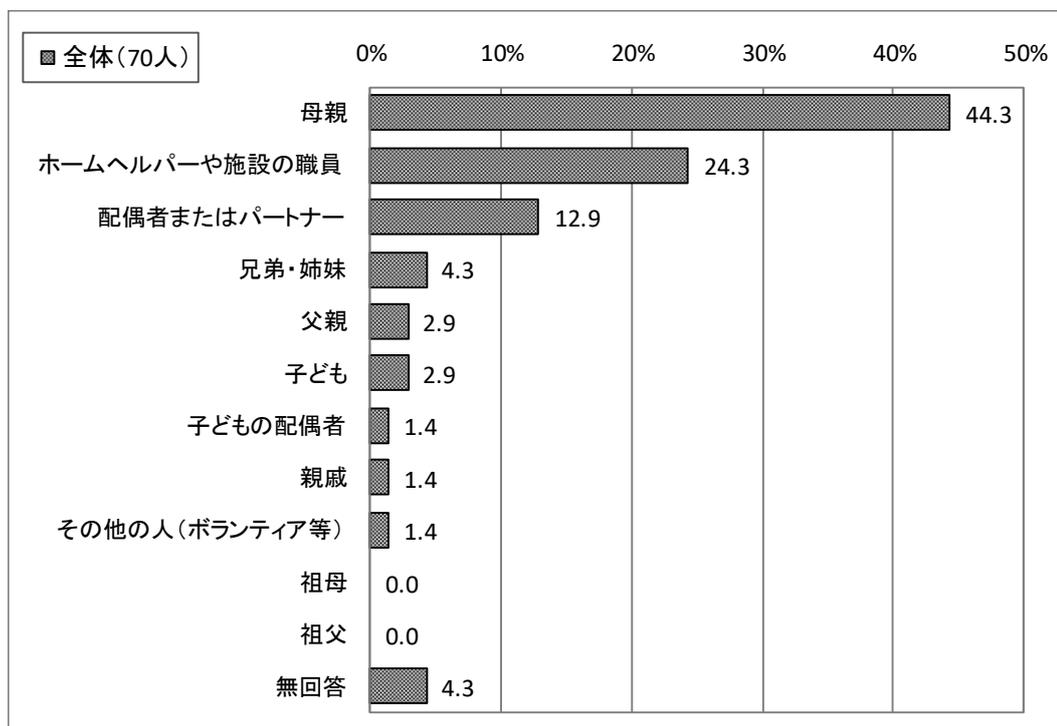
現在一緒に暮らしているのは「母親」が54.8%で最も多く、次いで「父親」が45.2%となっています。

「一人で暮らしている」との回答は3.5%となっています。



④ 支援してくれる人

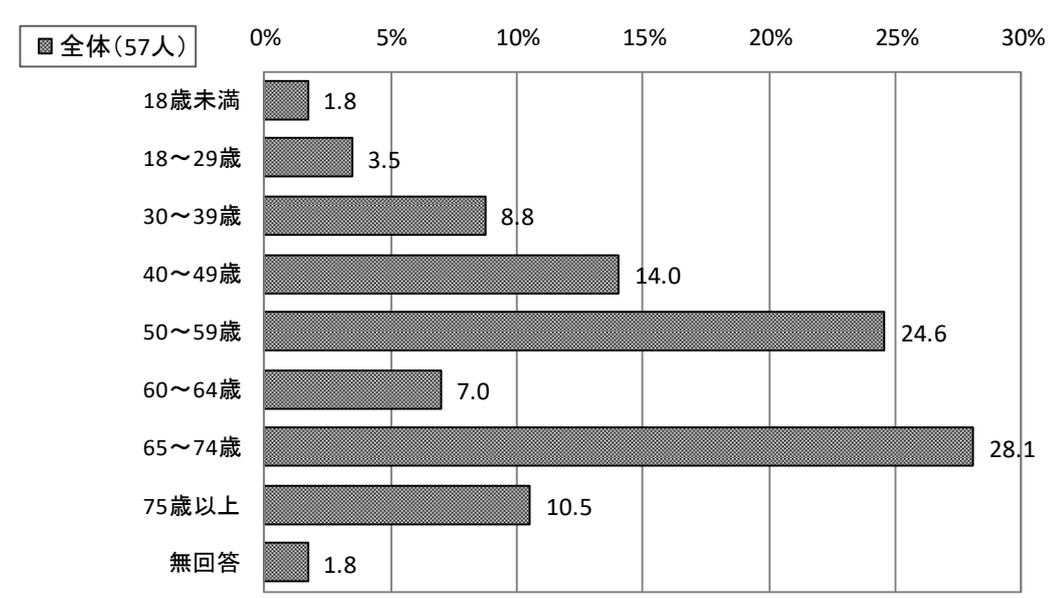
日常生活を支援してくれる人については、「母親」が44.3%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が24.3%、「配偶者またはパートナー」が12.9%となっています。



⑤ 中心となって支援してくれる家族の年齢

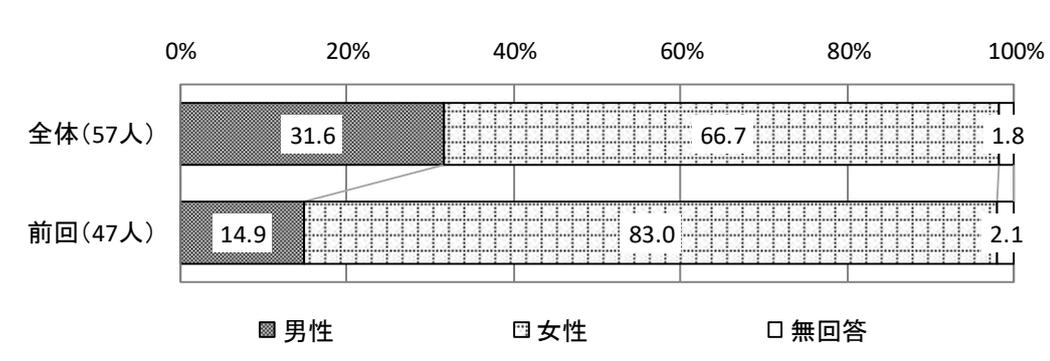
支援してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢は「65～74歳」が28.1%で最も多く、次いで「50～59歳」が24.6%となっています。

「18歳未満」は1.8%となっています。



⑥ 中心となって支援してくれる家族の性別

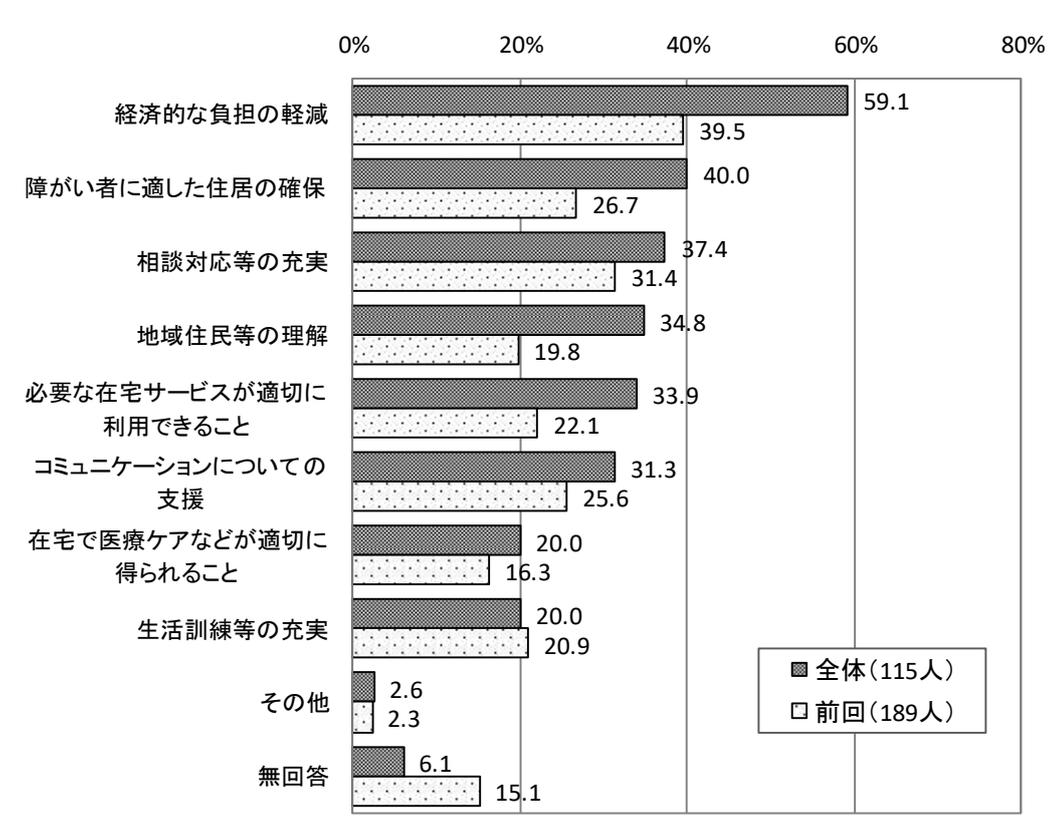
性別は「女性」が66.7%と多くなっています。
 前回調査と比べると、「女性」との回答が減少しており、「男性」が31.6%と3割を超えています。



⑦ 希望する暮らしを送るための支援

希望する暮らしを送るための支援としては、「経済的な負担の軽減」が59.1%で最も多く6割近くになっています。次いで「障がい者に適した住居の確保」が40.0%、「相談対応等の充実」が37.4%と続いています。

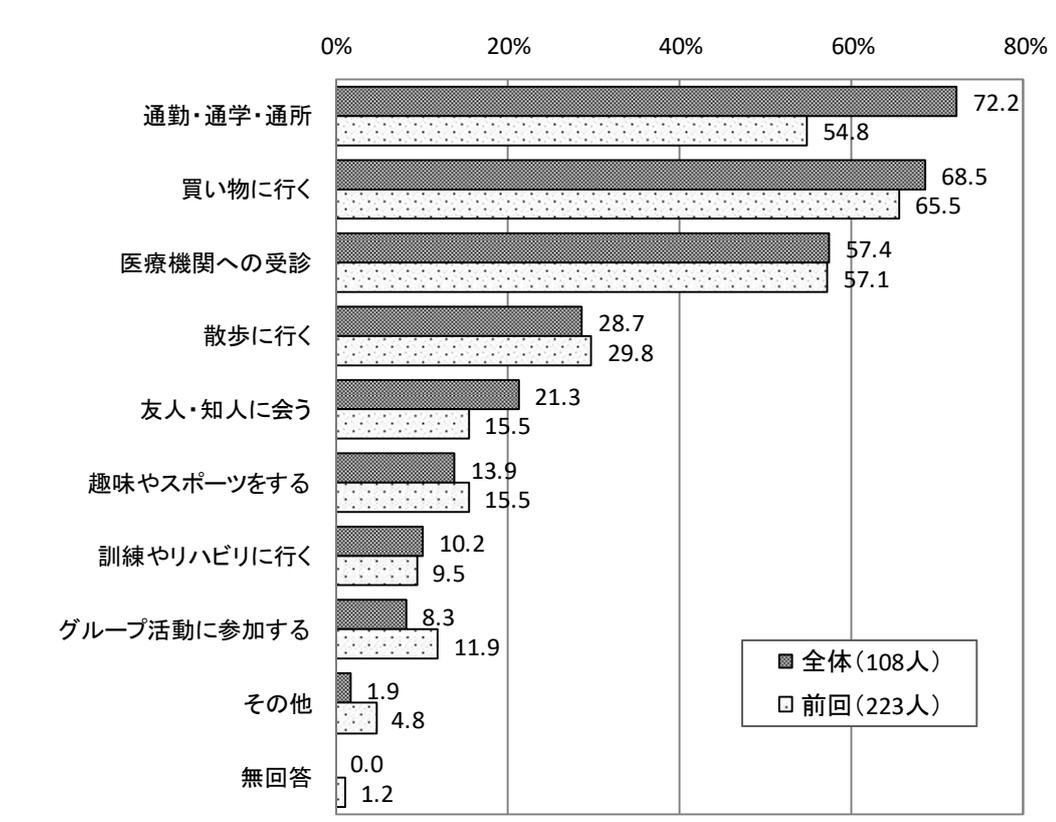
前回調査と比較すると、今回の方が総じて増えていますが、特に「経済的な負担の軽減」が前回から2割ほど増加しています。



⑧ 外出目的

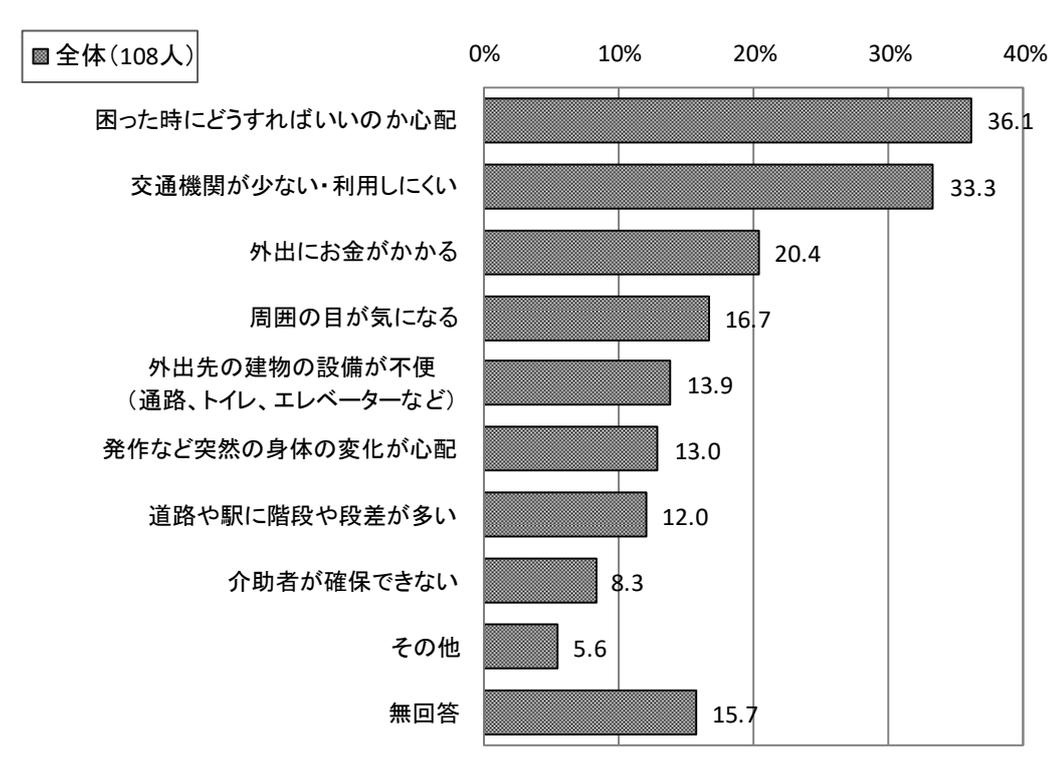
外出の目的としては、「通勤・通学・通所」が72.2%で最も多く、次いで「買い物に行く」が68.5%、「医療機関への受診」が57.4%となっています。

前回調査と比較すると、「通勤・通学・通所」が前回調査より1割以上増加しています。



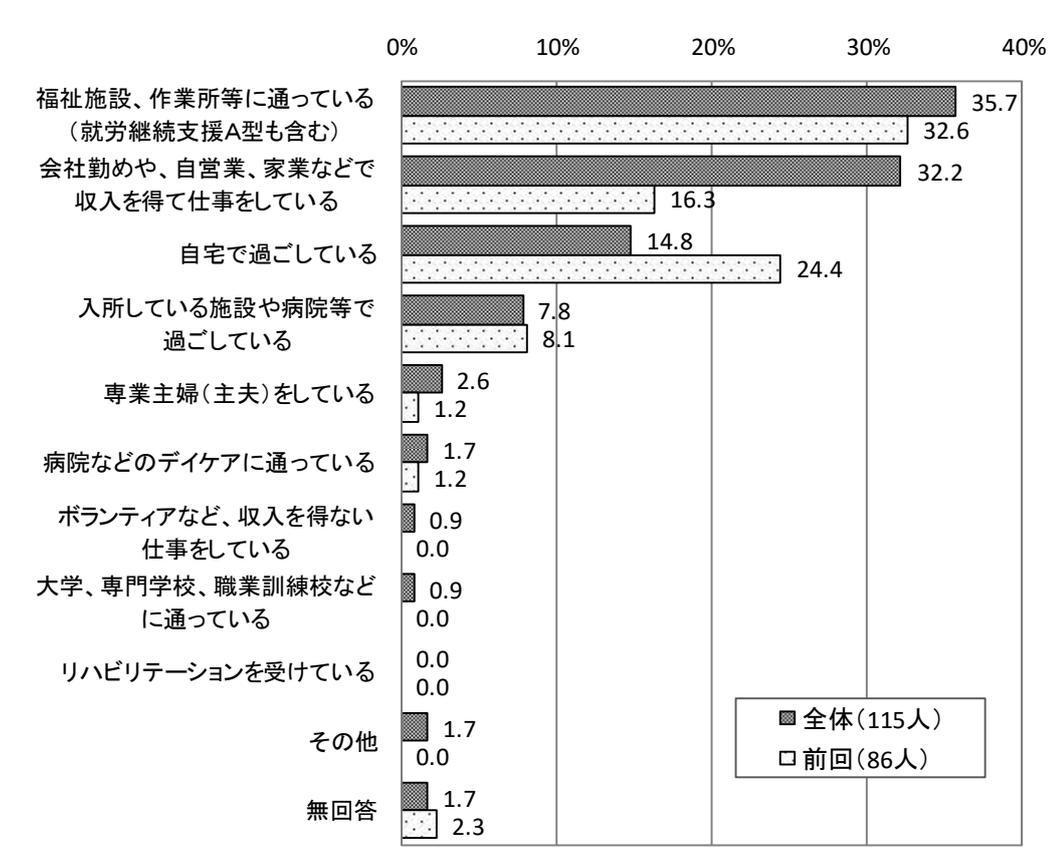
⑨ 外出時に困ること

外出時に困ることは、「困った時にどうすればいいのか心配」が36.1%で最も多く、次いで「交通機関が少ない・利用しにくい」が33.3%となっています。



⑩ 日中の過ごし方

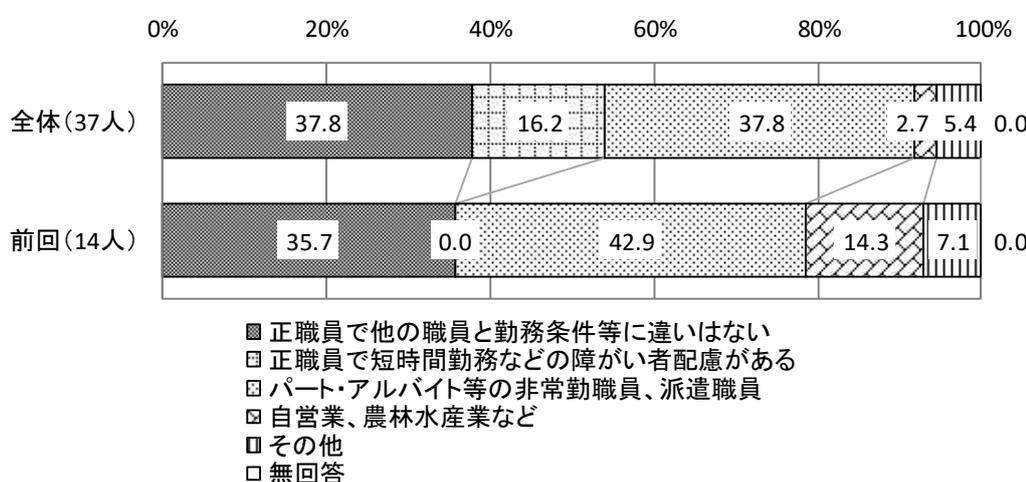
日中の過ごし方としては、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が35.7%で最も多くなっています。次いで、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が32.2%、「自宅で過ごしている」が14.8%が続いています。



⑪ 勤務形態

“会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている”方の勤務形態は、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」がともに37.8%となっています。

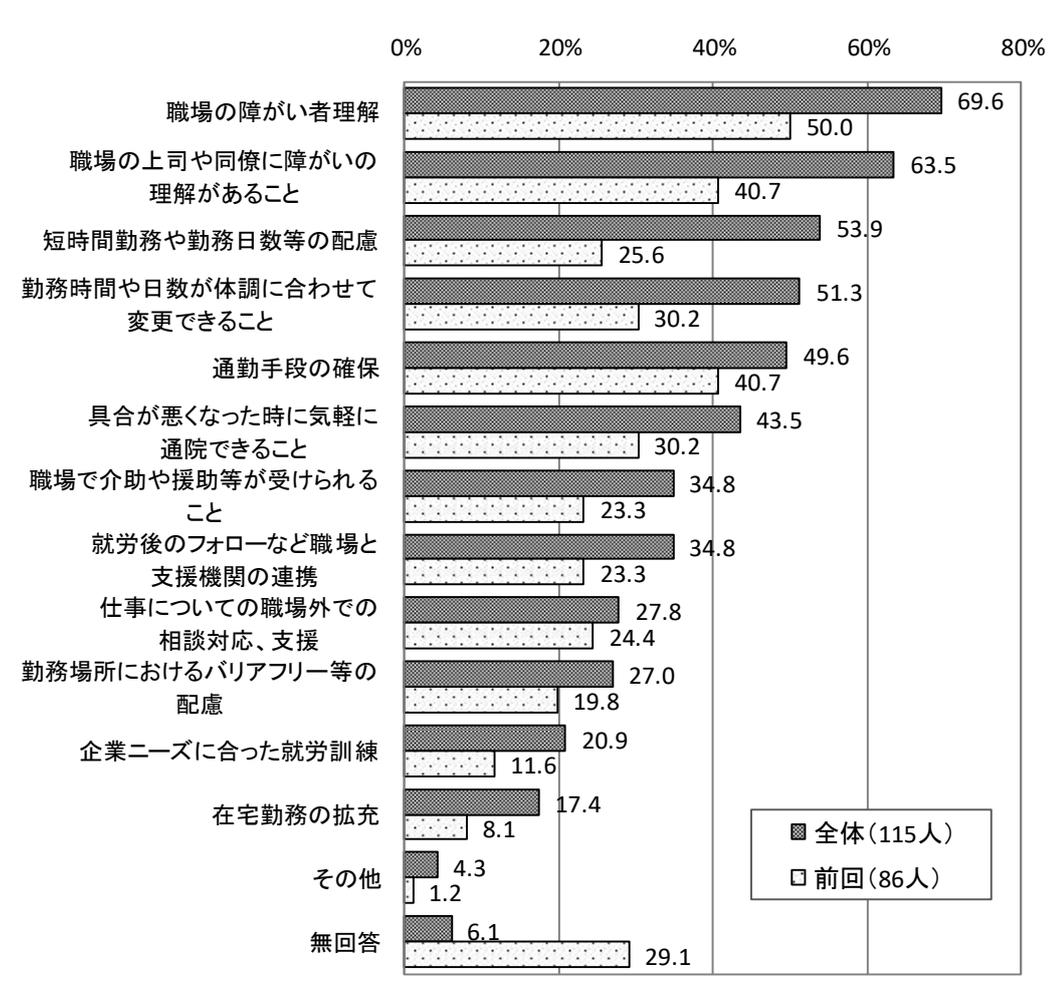
前回調査と比較すると、前は「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」はありませんでしたが、今回は16.2%となっています。



⑫ 障がい者の就労支援に必要なこと

障がい者の就労支援に必要なことについては、「職場の障がい者理解」が69.6%で最も多くなっています。次いで、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(63.5%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(53.9%)、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(51.3%)と続いています。

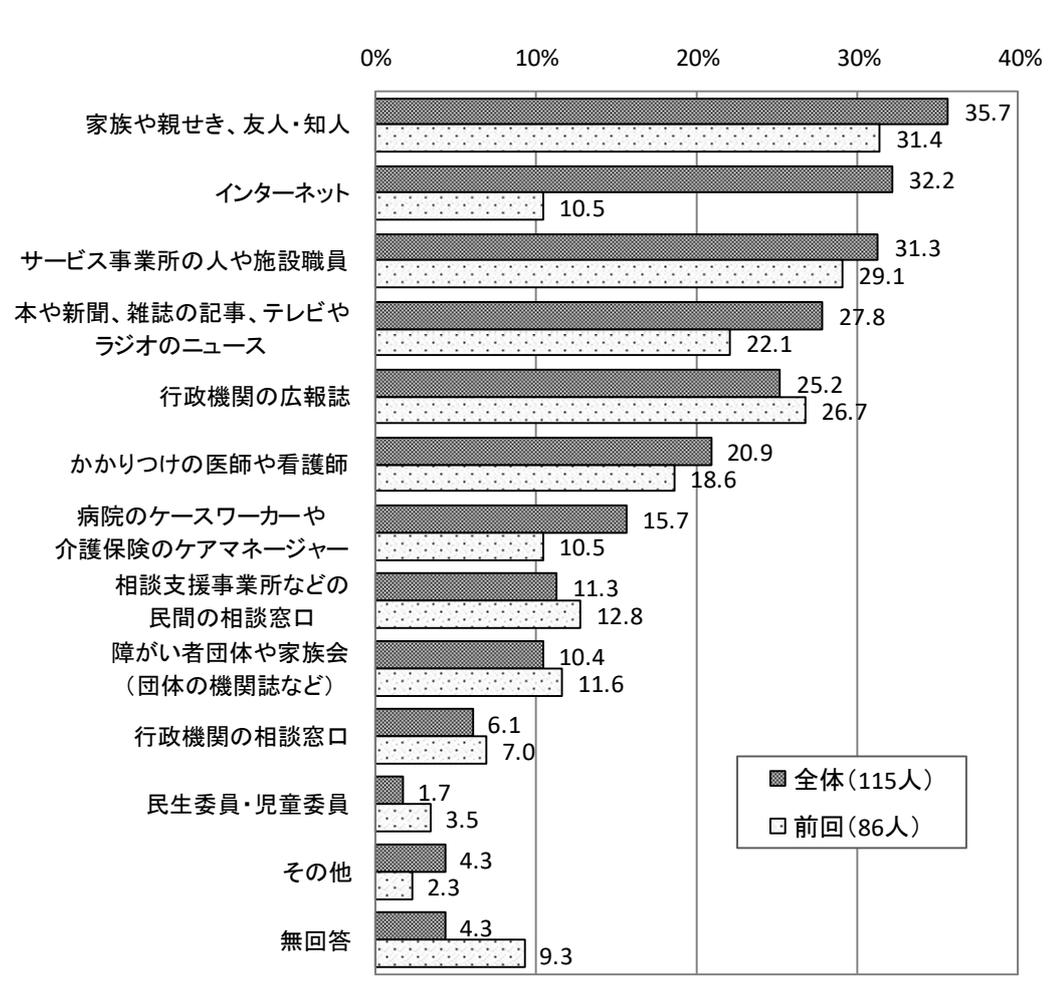
前回調査と比較すると、総じて増加していますが、特に「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が2割以上の増加になっています。



⑬ 情報の入手先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」が35.7%で最も多くなっています。次いで「インターネット」が32.2%、「サービス事業所の人や施設職員」が31.3%と続いています。

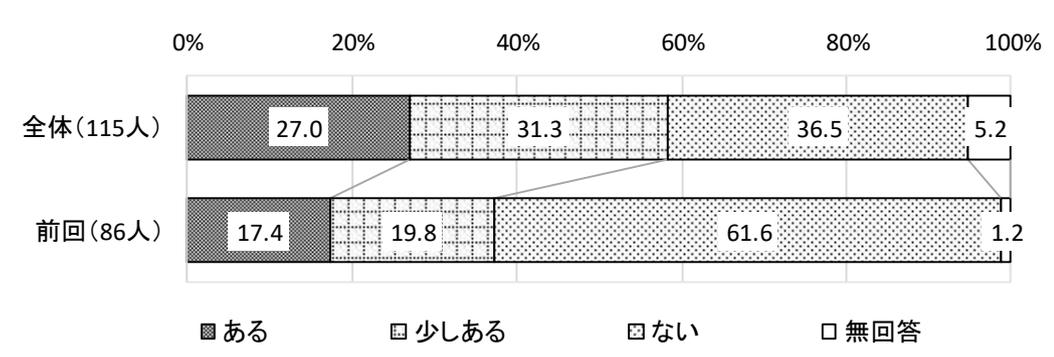
前回調査を比較すると、「インターネット」が前回10.5%でしたが、今回は32.3%と大幅に増加し、行政の広報誌やテレビ・ラジオなどのメディアの中で最も多くなっています。



⑭ 差別や嫌な思いの経験

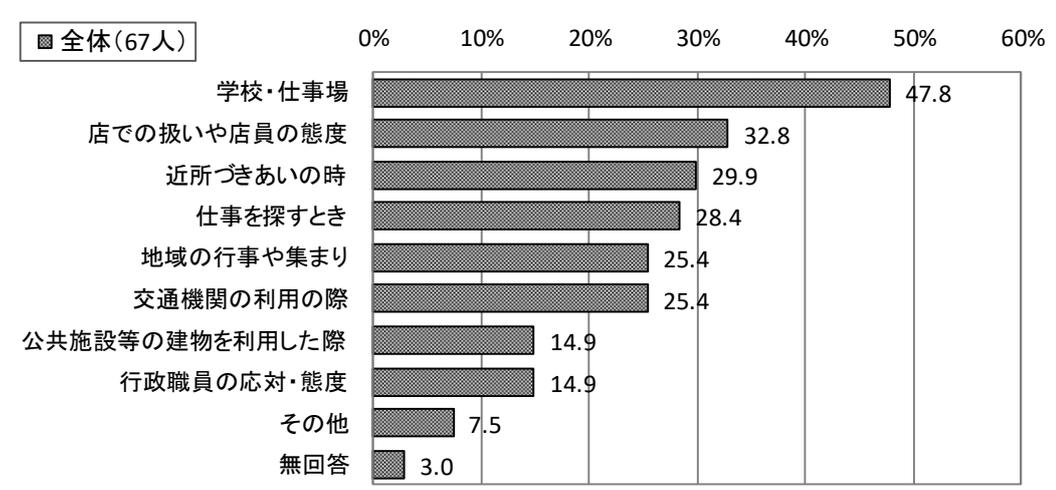
障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことについては、「ある」が27.0%、「少しある」が31.3%と、両者合わせた『ある』との回答は58.3%と6割近くになっています。

前回調査と比較すると、「ある」「少しある」とともに増加しており、両者を合わせた『ある』との回答は前回に比べ21.1%増加しています。



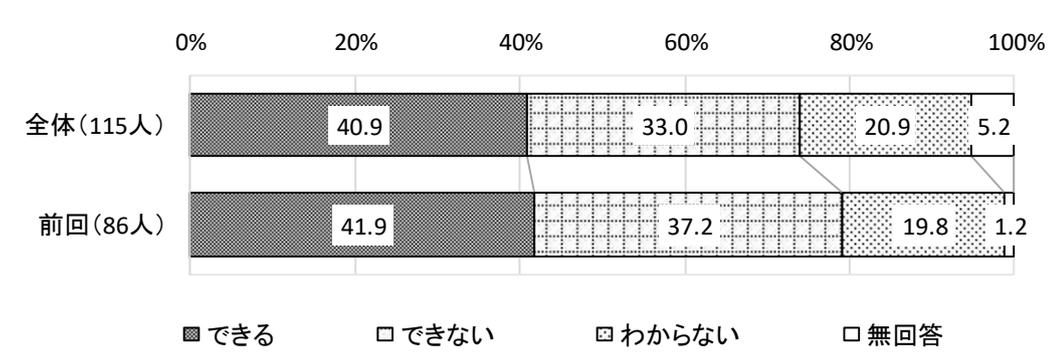
⑮ 差別や嫌な思いをした場所

差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が47.8%で最も多くなっています。次いで「店での扱いや店員の態度」が32.8%、「近所づきあいの時」が29.9%となっています。



⑯ 災害時の一人での避難

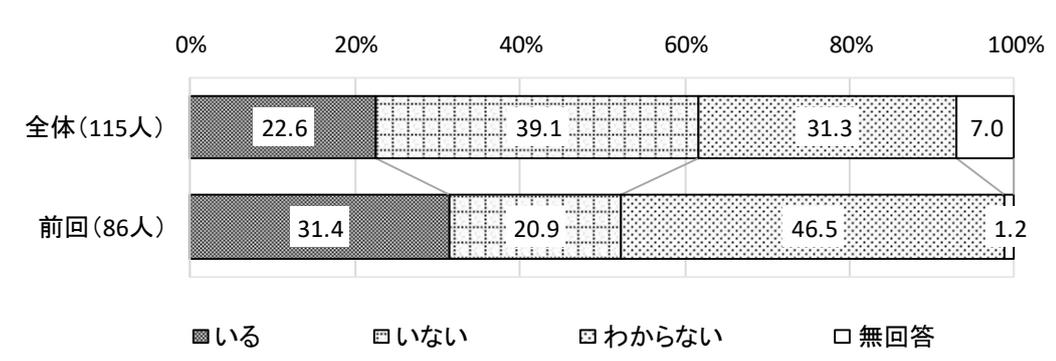
災害時の一人での避難については、「できる」が40.9%で最も多く、次いで「できない」が33.0%、「わからない」が20.9%となっています。



⑰ 近所で助けてくれる人

近所で助けてくれる人については、「いない」が39.1%で最も多く、次いで「わからない」が31.3%、「いる」が22.6%となっています。

前回調査と比較すると、「いる」が減少し、「いない」が20%近く増加しています。



また、一人で避難できない方で、「近所で助けてくれる人がいない」との回答が47.4%になっています。

【一人での避難】

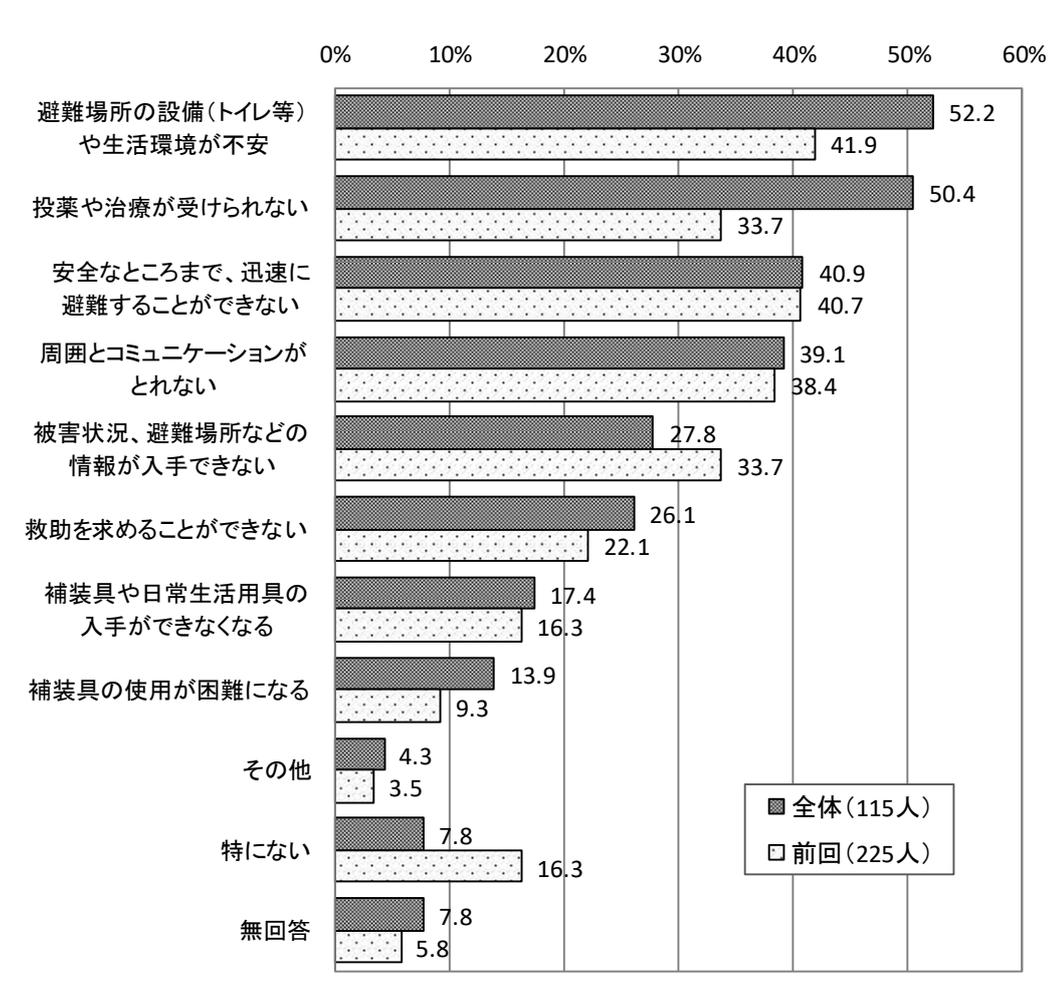
	合計	いる	いない	わからない	無回答
全体	115	22.6%	39.1%	31.3%	7.0%
できる	47	○ 34.0%	34.0%	29.8%	2.1%
できない	38	15.8%	47.4%	34.2%	2.6%
わからない	24	16.7%	45.8%	37.5%	0.0%

⑱ 災害時に困ること

災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が52.2%で最も多くなっています。

次いで、「投薬や治療が受けられない」（50.4%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（40.9%）と続いています。

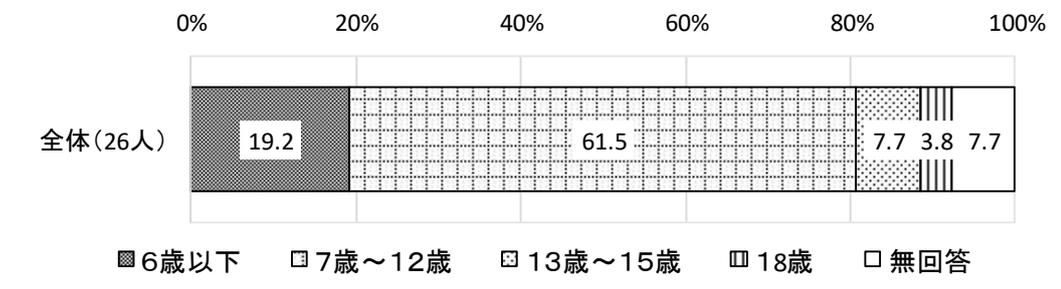
前回調査と比較すると、総じて増加しており、特に上位2項目は10%以上の増加となっています。



(3) 障がい児通所支援利用者調査結果

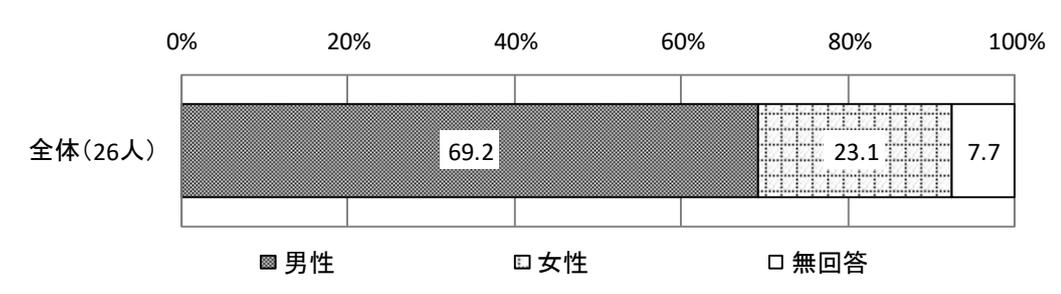
① 対象者の年齢

年齢については、「7歳～12歳」が61.5%で最も多くなっています。次いで「6歳以下」が19.2%となっています。



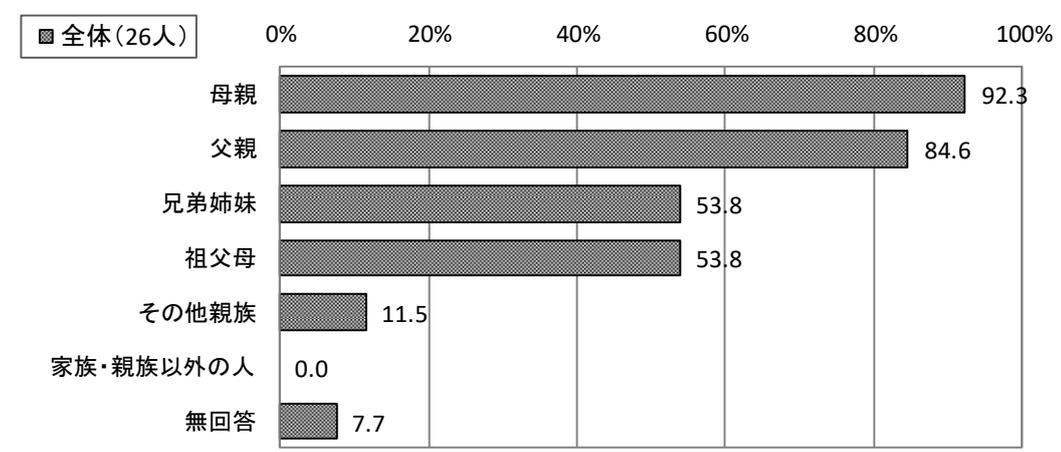
② 対象者の性別

性別については、「男性」が69.2%、「女性」が23.1%と男性が多くなっています。



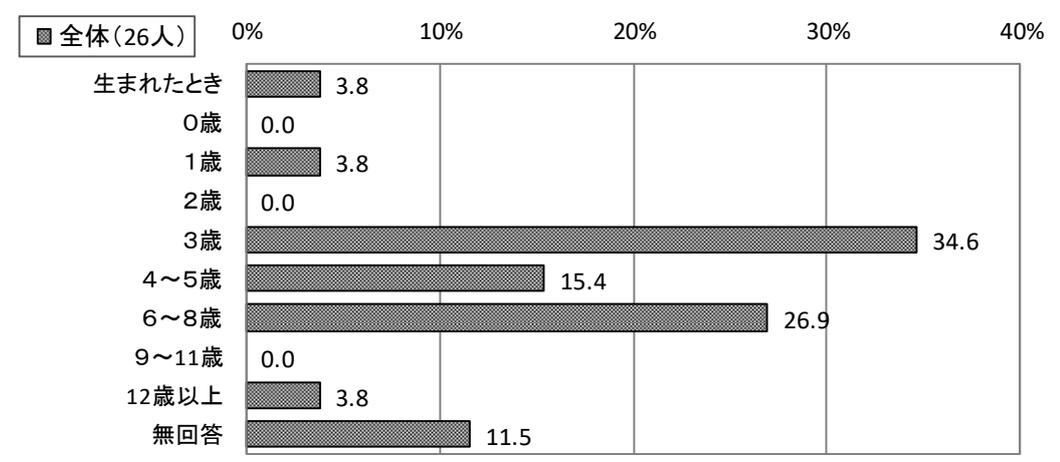
③ 一緒に暮らしている人

現在一緒に暮らしているのは「母親」が92.3%で最も多く、次いで「父親」が84.6%となっています。



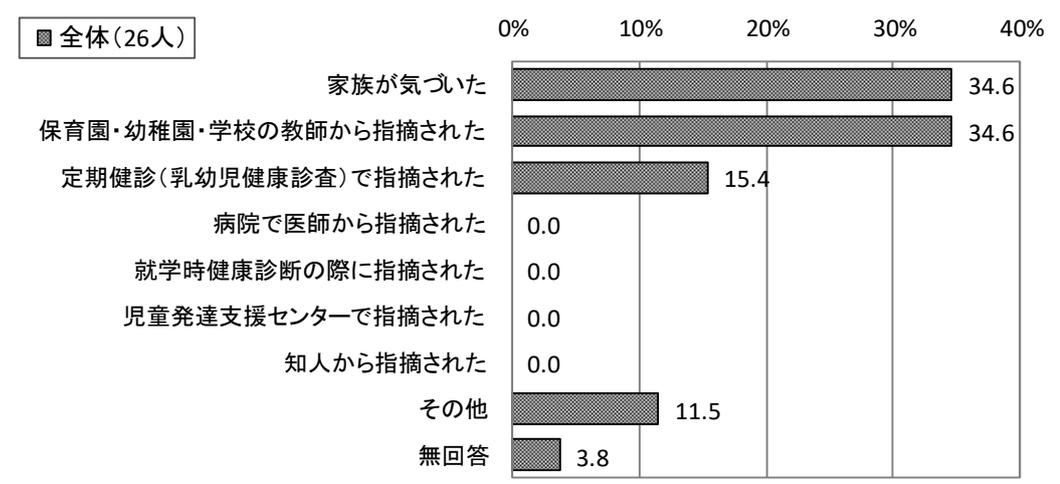
④ 障がいがあった時期

お子さんに障がいがあることがわかったのは、「3歳」が34.6%と最も多く、次いで「6～8歳」が26.9%となっています。



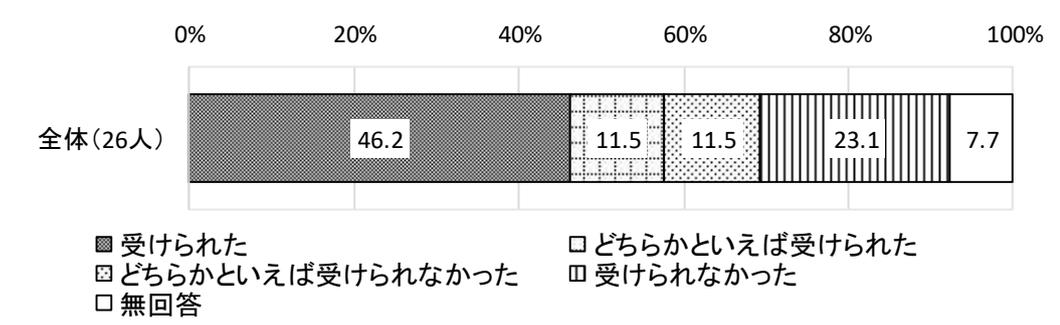
⑤ 障がいに気づいたきっかけ

お子さんの発達の不安や障がいに気づいたきっかけは、「家族が気づいた」と「保育園・幼稚園・学校の教師から指摘された」がともに34.6%で多くなっています。



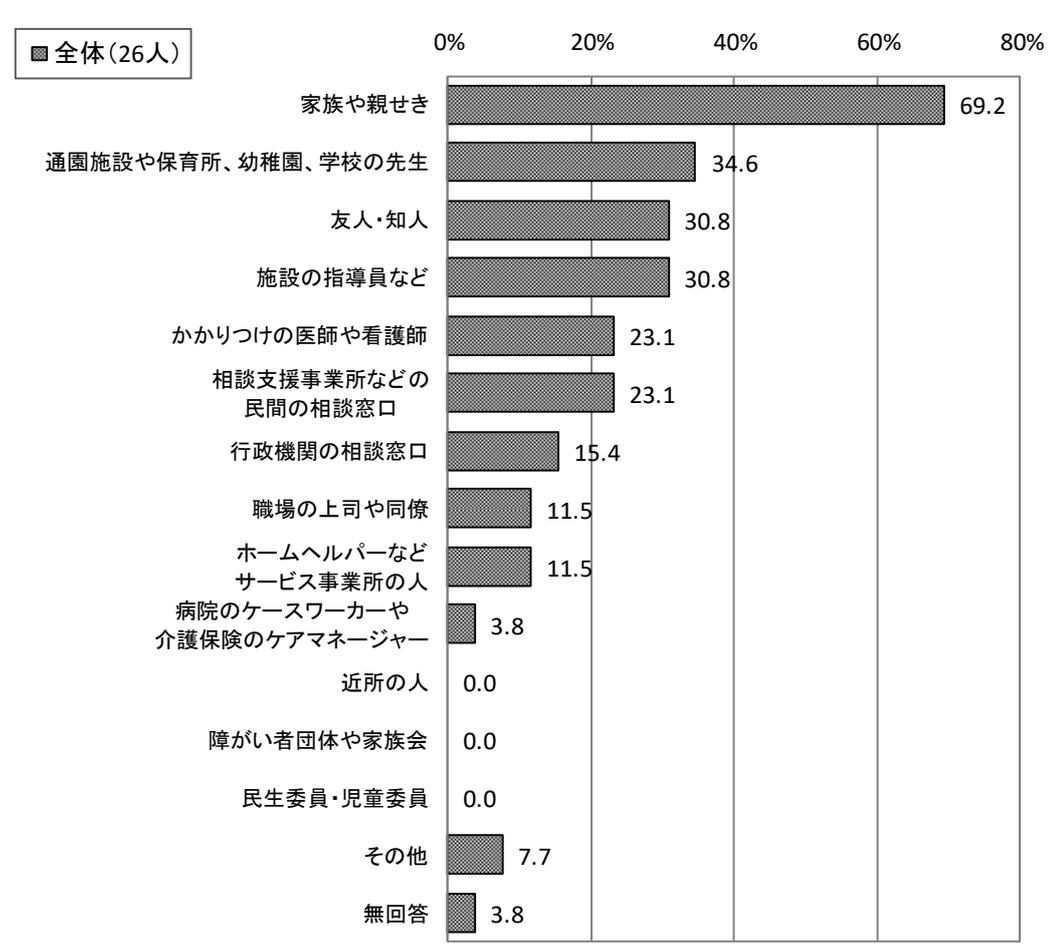
⑥ 障がいや病気が分かるまでの保健サービス

障がいや病気が分かるまでの保健サービス等については、「受けられた」が46.2%で最も多く、次いで「受けられなかった」が23.1%となっています。



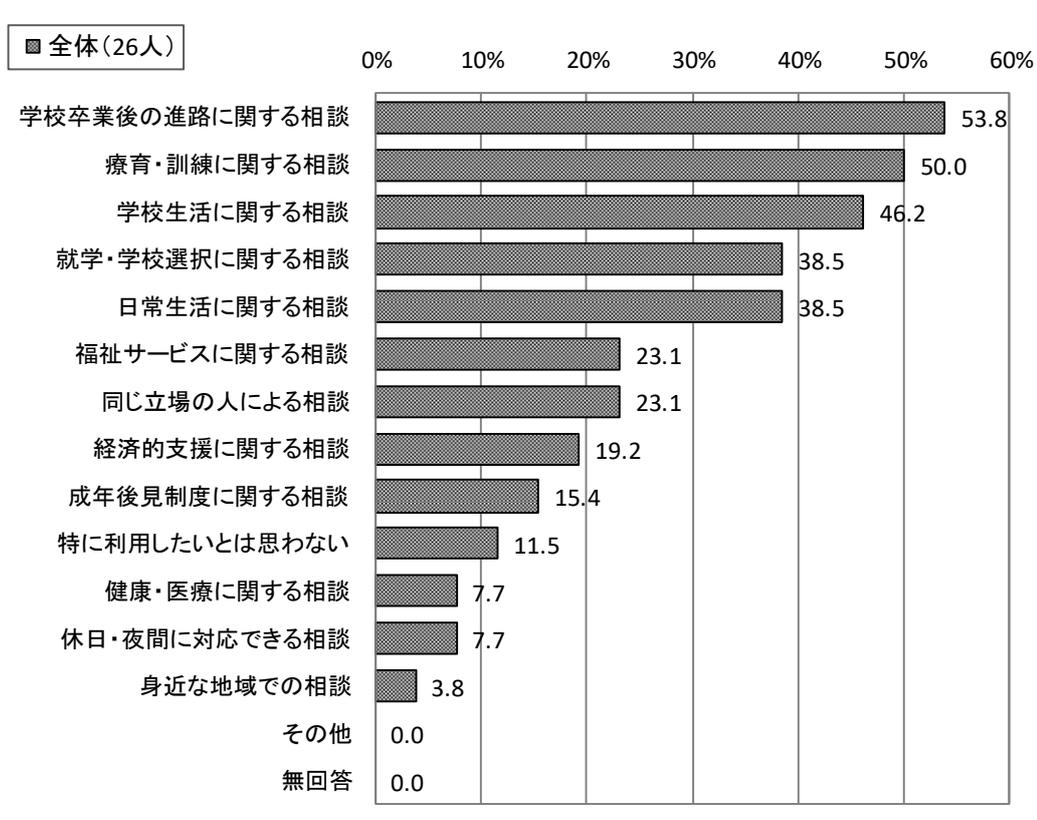
⑦ 相談相手

保護者の方の普段の悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が69.2%と約7割で最も多くなっています。次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が34.6%、「友人・知人」と「施設の指導員など」がともに30.8%が続いています。



⑧ 今後の相談について

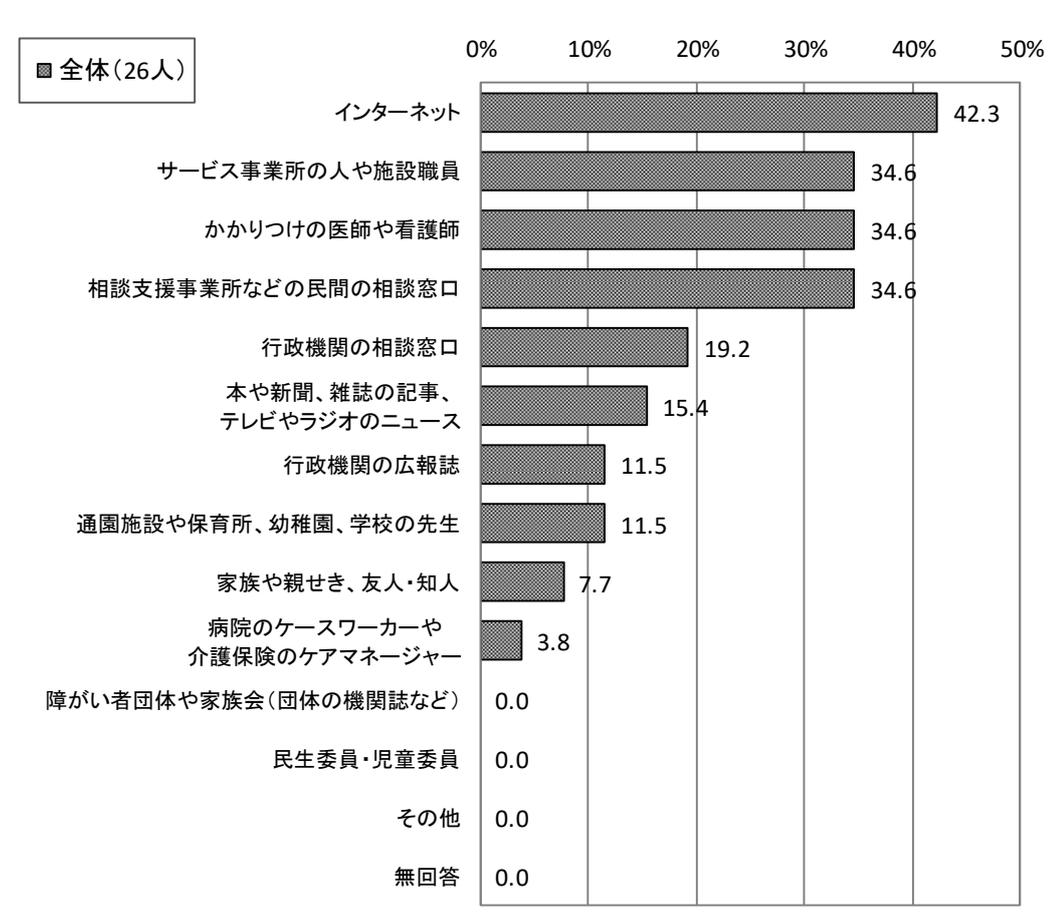
保護者の方の今後の相談については、「学校卒業後の進路に関する相談」が53.8%と半数を超えて最も多くなっています。次いで「療育・訓練に関する相談」が50.0%、「学校生活に関する相談」が46.2%と続いています。



⑨ 情報の入手先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「インターネット」が42.3%で最も多くなっています。

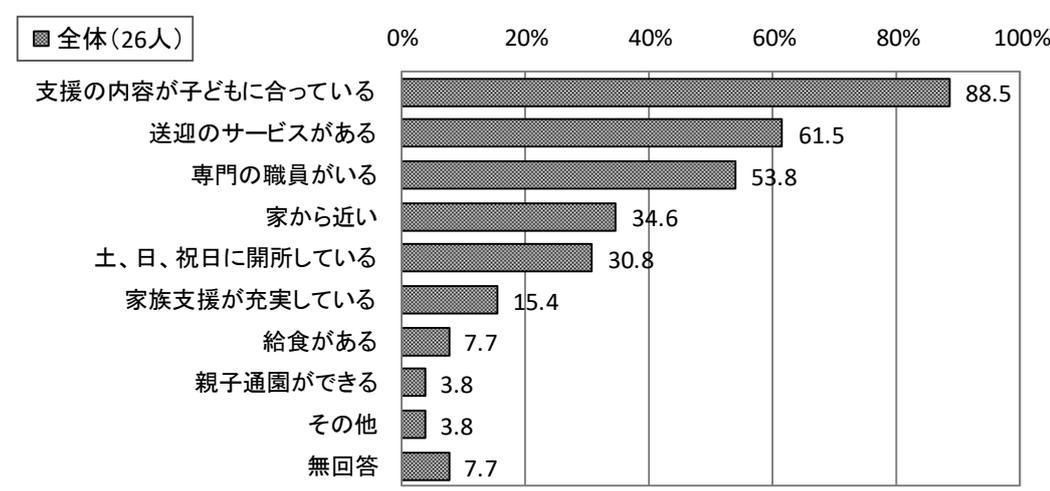
次いで「サービス事業所の人や施設職員」「かかりつけの医師や看護師」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」がともに34.6%で続いています。



⑩ サービス利用の重視点

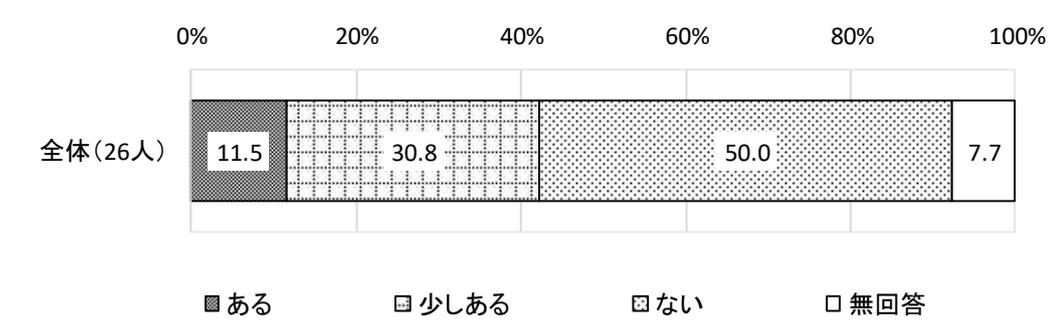
サービスを利用する際に、重要視するところについては、「支援の内容が子どもに合っている」が88.5%と9割近くで最も多くなっています。

次いで「送迎のサービスがある」が61.5%、「専門の職員がいる」が53.8%が続いています。



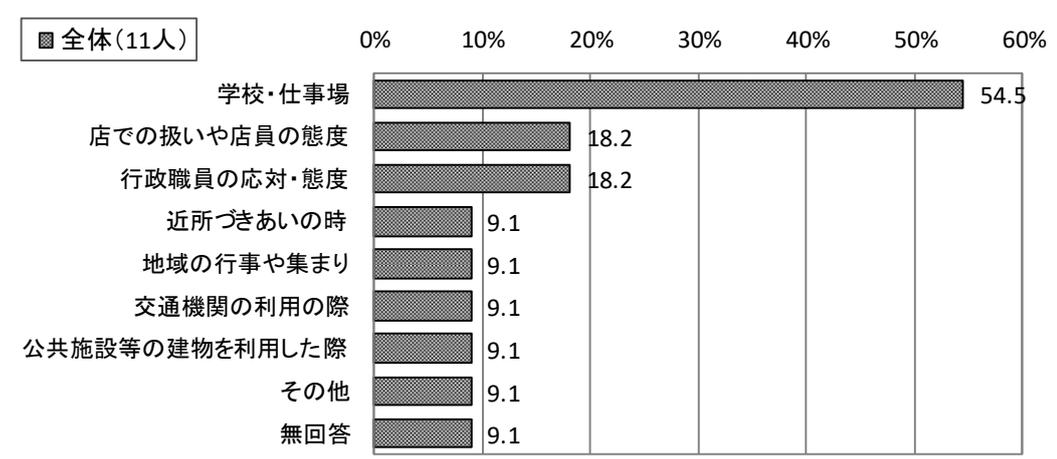
⑪ 差別や嫌な思いの経験

お子さんが障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについては、「ある」が11.5%、「少しある」が30.8%と、両者合わせた『ある』との回答は42.3%となっています。



⑫ 差別や嫌な思いをした場所

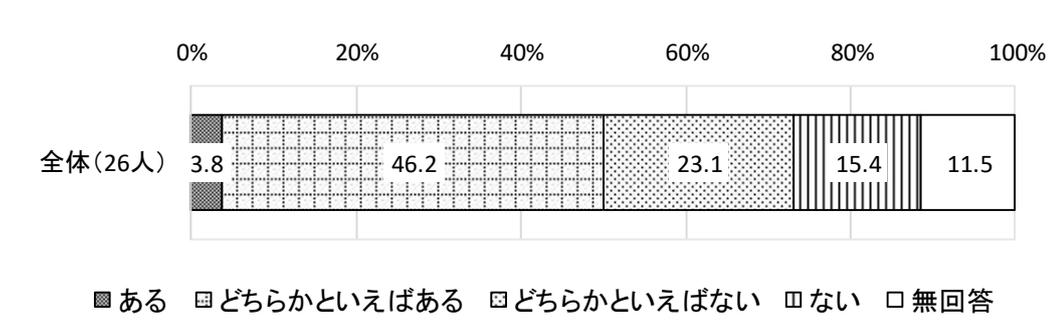
差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が54.5%で最も多くなっています。次いで「店での扱いや店員の態度」と「行政職員の対応・態度」がともに18.2%となっています。



⑬ 障がい者に対する理解について

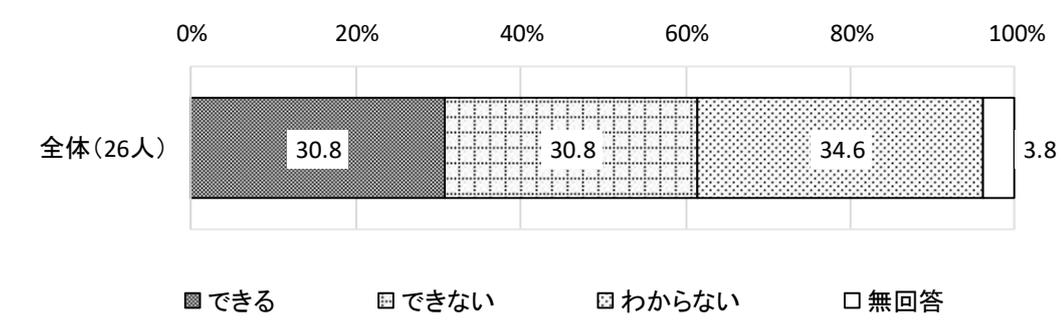
お子さんの周りの人の障がいのある方に対する関心や理解については、「ある」が3.8%、「どちらかといえばある」が46.2%と、両者合わせた『ある』との回答は50.0%となっています。

一方、「どちらかといえばない」(23.1%)と「ない」(15.4%)を合わせた『ない』との回答は38.5%となっています。



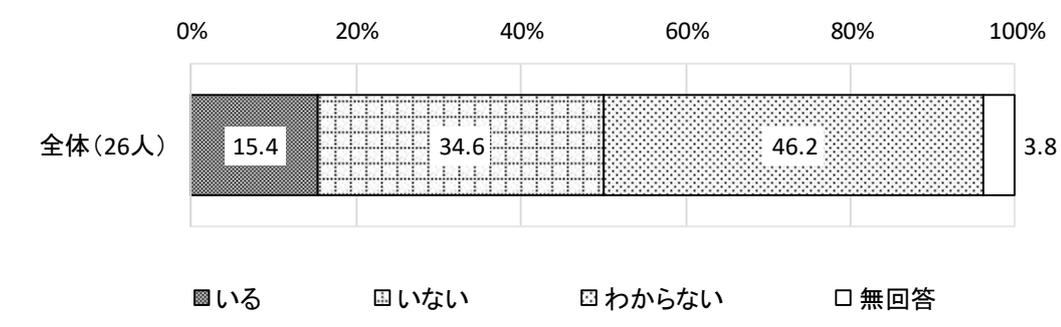
⑭ 災害時の一人での避難

お子さんの災害時の一人での避難については、「わからない」が 34.6%で最も多く、「できる」と「できない」がともに 30.8%となっています。



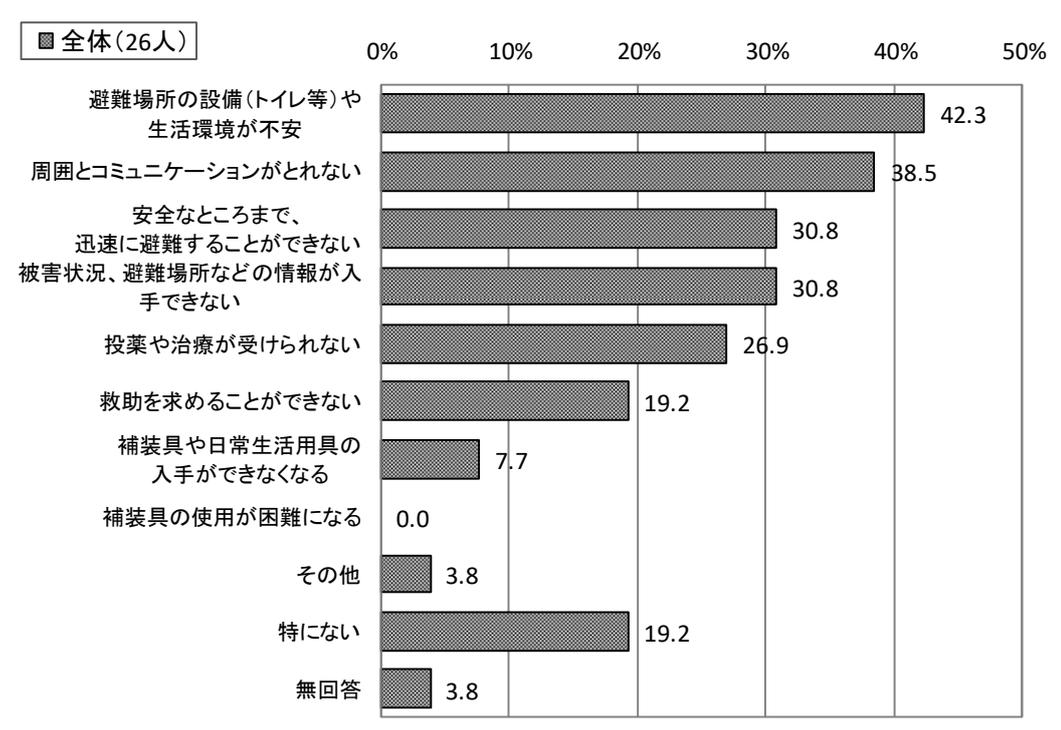
⑮ 近所で助けてくれる人

近所で助けてくれる人については、「わからない」が 46.2%で最も多く、次いで「いない」が 34.6%、「いる」が 15.4%となっています。



⑯ 災害時に困ること

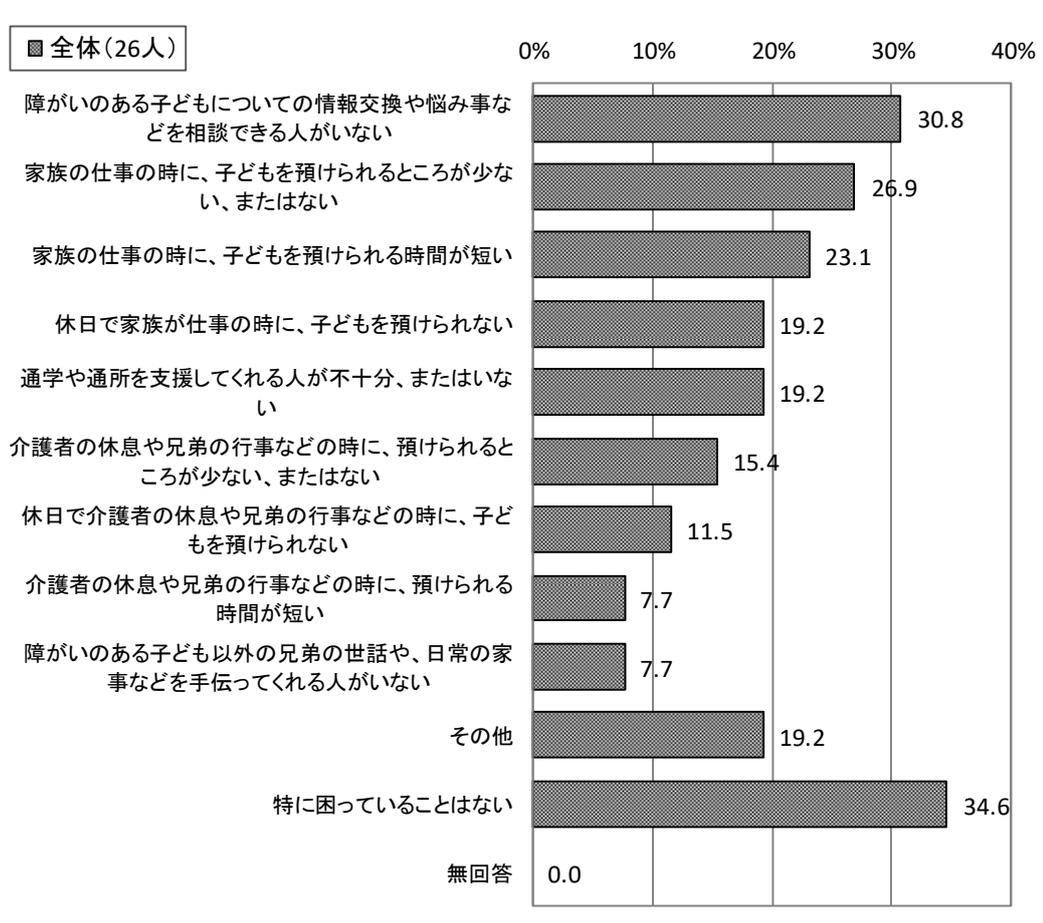
災害時に困ることとしては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 42.3%で最も多くなっています。次いで、「周囲とコミュニケーションがとれない」が 38.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」と「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」がともに 30.8%となっています。



⑰ 日常生活で困っていること

障がいのある子どもと生活する上で困っていることについては、「障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」が30.8%で最も多くなっています。

次いで、「家族の仕事の時に、子どもを預けられるところが少ない、またはない」が26.9%、「家族の仕事の時に、子どもを預けられる時間が短い」が23.1%となっています。



2. 関係団体調査結果

障がい者団体、関連ボランティア組織、サービス提供事業者等に対して、今後の課題・施策・問題点や改善に関わる提案等について調査票を配布してニーズ把握を行いました。

また、調査票記入内容の確認として、上記団体等に対して、今後の課題・施策・問題点や改善に関わる提案等について、懇談会を実施しました。

【懇談会】

日 時：令和5年10月30日 午後2：00分～午後3：30分

会 場：中山町保健福祉センター 研修室

<対象者>

所属団体等	職名	氏名
中山町身体障害者福祉協会	会長	佐東 幸治
中山町民生児童委員協議会	民生児童委員	鎌上 勝則
中山町手をつなぐ育成会	会長	高橋 郁子
(福)愛泉会グループホーム 支援センターなかやま	所長	寺西 朋宏
相談支援事業所ウエタスク	管理者	垂石 吉人
	相談支援専門員	鳴海 洋一
放課後等デイサービスぱずる	サービス管理責任者	黒坂 志穂理
中山町地域包括支援センター	施設長	黒田 玲子

<ヒアリング調査票のみ提出>

所属団体等	職名	記入者
中山町立長崎小学校	教諭、特別支援コーディネーター	石山 幸子
障がい福祉サービス事業所 あめ・はる	管理者	古内 恵
(福)中山町社会福祉協議会	事務局長	今野 光人

(1) 団体・組織の今後の課題

<人材の確保>

- 障害者手帳を持っている方は横ばいなのに、年々会員数が減少している。
- 新規会員を増やす。
- サービスの質の向上のため安定した人材の確保が必要不可欠。
- 来年度も定員変更を考えているが、職員の確保が難しい状況である。
- 当事者団体の会員の高齢化。

<社会資源>

- 紹介できる社会資源が少ない。
- ニーズに合ったサービスが中山町だけでは行えない。

<地域との連携>

- 地域からの理解を得るとともに地域との連携を図っていくことが必要である。
- 町や市との連携、学校や保育園・幼稚園・学童との連携が難しく療育の共有ができなく利用児童が混乱する様子が見られるため、今後他機関との連携を図れるようにならない。

<災害対策>

- 地震や水害などの自然災害について安全に避難できる体制を整備していく。事業所においては避難時に備えた食糧や備品の整備を継続して行っていく。
- 災害時の個別対策。

【問題点・課題】

- 障がい者の団体については、会員の新規獲得や会員の高齢化など、会員についての問題が指摘されています。障がい者への情報提供や支援を充実させるためにも、各種団体への支援の充実が望まれます。
- サービス提供事業所では、人材不足が問題となっており、人材の確保と人材育成が課題となっています。

(2) 団体・組織の活動に際しての困りごと

<サービス提供について>

- 紹介可能事業者数の少なさ（障がいサービスの全体的な量）。
- 利用者様の状態に合わせた紹介が困難（時間や曜日）。
- 一人暮らしに必要な支援方法不足。
- 障がい者と高齢者の同居による法律の壁（介護サービスとの連携）。

<障がい児に対して>

- 相談窓口の周知。

- 保護者への相談支援や就労支援、学童期の兄弟姉妹への相談支援。
- 小学校高学年・中学生・高校生等の障がい児の居場所も含めた社会的自立に向けた取組がほぼない（特別支援学校は流れがある）
- 放課後デイサービスにいけない 16 歳以上の行先の少なさ。さらに小学校高学年・中学生・高校生等が通える放課後デイサービスがほぼない。
- 当事業所としては園や学校の先生方と密に連携を取りたい意思はあるものの管轄が違うことからか、連絡を取り合い密に療育につなげることが困難である。一人の児童を共に育てるという視点で連絡を密にとたらいいと感じている。

<高齢者に対して>

- 今後利用者の高齢化により、介護のニーズも高まっていくことが予想される。介護技術や健康管理など介護、医療面での支援度が高まった際に対応できる支援体制が求められる。
- 障がい福祉から介護保険への切り替え時の本人と家族の理解。
- 障がいサービス利用の方が2号被保険者へ切り替える場合のタイミング。
- 親が介護保険サービス、子が障がい福祉サービスを受けている世帯がどちらかに身体状況の変化があった場合、調整役の窓口になるところがはっきりしていない。

【問題点・課題】

- サービスの提供について、事業所が少なく、利用者の状況に合わせた紹介が困難であるとの指摘があります。
- 障がい児については、事業所と学校や園との連携が難しく、今後、連絡を密にしたいとの要望があります。
- 高齢者に対しては、介護保険サービスへの移行の問題があり、本人と家族の理解、移行のタイミングが問題として挙げられています。

(3) 団体等の連携について

<連携の状況（現状）>

- 様々な会議等で知ることはあるが、深く連携されているとは感じない。
- 子どもを取り巻く環境（学童や学校、保育園・幼稚園）との連携はできているとは言い難い状況である。
- 相談支援事業所については連携は取れている。
- 他事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）とも連携は難しい状況。
- 町と定期的に情報交換している。
- 町や社会福祉協議会へ相談の内容によって情報提供を行い、必要に応じて同行訪問している。
- 様々な事業所等と連携はしているが、地域の方を入れての話し合いはしてこなかった。事業所が取り組んでいるところに来てもらえれば、民生委員も分かるので、地域のことをよく知っている民生委員であれば、何か気になることがあれば事業所に相談することもできる。その辺の連携が取れていなかった

＜連携における課題＞

- ほかの団体とは、接し具合に不安がある。町との連携については、不満は少ない。
- 情報交換が少なく、互いをよく理解できていないのではと思います。
- 利用者と事業者の橋渡しを行うにあたり、利用者にも事業所にも必要な情報が少ないのではないか。
- 療育機関を併用している児童や、学童との併用をしている児童について連携が図れるようになってほしい。（保育園や幼稚園も同様）
- 保護者より児童の状況を伺うものの、情報量が少なく（園生活や学校生活）支援につなげることが困難。
- 相談の内容によっては、担当課や関係機関が違うため、対応に時間がかかることがある。
- 個人情報保護の観点からも情報の共有が難しい。
- これまでの話の中で、サービスが少ないというのが皆さんの共通認識ではないかと思う。ないところで、どうやってシステムを作っていくということがポイントなのかと思う。
- この会もあまりない会議なので、もっと開催してもらえれば情報交換ができる。やはり分野が異なると分からないことがあるので、研修会なり勉強会ができるのであれば情報交換ができるのではないかと思う。
- 県の審議会にも出ているが、個人情報も事細かに出る。もちろん情報を持って帰ることはできないが、その中で個別ケースについて検討している。皆さんのご意見で解決の方向性が見つがってくることもある。そういうことができないものか。

【問題点・課題】

- 行政や各団体・組織等との連携については、現状は難しい状況だとの認識が多くなっています。
- 連携の課題については、まずは情報共有が挙げられており、問題点や課題の共通認識を得ることが課題となっています。
- 問題点や課題を共に認識した上で、関係者が課題解決に向けた取組を行うシステムの構築が求められています。

3. 中山町地域自立支援協議会委員名簿

団体等名	職名	氏名
中山町身体障害者福祉協会	会長	佐 東 幸 治
中山町民生児童委員協議会	民生児童委員	鎌 上 勝 則
中山町手をつなぐ育成会	会長	高 橋 郁 子
教育委員会【長崎小学校】	特別支援学級 教諭	石 山 幸 子
(福) 愛泉会 グループホーム支援 センターなかやま	所長	寺 西 朋 広
中山町地域包括支援センター	施設長	黒 田 玲 子
(福) 中山町社会福祉協議会	事務局長	今 野 光 人

4. 計画の策定経過

開催日	審議内容等
令和5年9月29日(金)	<p>■第1回中山町地域自立支援協議会</p> <p>(1) 中山町の障がい者・児の現状</p> <p>(2) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の概要及び策定スケジュール(案)について</p> <p>(3) アンケート(案)について</p>
令和6年2月1日(木)	<p>■第2回中山町地域自立支援協議会</p> <p>(1) 障がい福祉に関するアンケート調査の結果について</p> <p>(2) 「第7期中山町障がい福祉計画及び第3期中山町障がい児福祉計画」素案について</p>

第7期中山町障がい福祉計画
及び第3期中山町障がい児福祉計画

発行：中山町 令和6年3月

〒990-0492

山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地

TEL 023-662-2111（代表）